

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和5年度)

基本目標1 安心して子どもを産み育てられる支援の充実

●目指す姿：・子どもが健やかに成長しています。

・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心して子どもを産み育てることができています。

資料1

|    |                                                                                                                                                                                     |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 | 子育てに不安や悩みを持つ保護者に、切れ目のない支援を行う必要があります。                                                                                                                                                |
|    | ・身近な人からの情報や支援が得られにくく、妊娠・出産・子育て期に不安や負担を感じる保護者がいます。<br>・子どもの健康や発育・発達について悩んでいる保護者が多くいます。<br>・不安や悩みがあっても、相談する相手がいない保護者がいます。<br>・保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。 |

| 基本施策                   | 目指す姿                                                | 目的別事業群シートにおける成果指標<br>(KPI)  | 担当課    | 単位  | R1    | R2    |       |        | R3    |       |        | R4    |       |        | R5    |       |        | R6    |     |     |
|------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------|--------|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|
|                        |                                                     |                             |        |     | 現状値   | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率 |
| 1. 東広島版ネウボラの充実<br>【重点】 | 全ての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、育児ができて<br>いる。 | 乳児家庭全戸訪問の訪問率                | こども家庭課 | %   | 99    | 100   | 98.7  | 98.7%  | 100   | 97.6  | 97.6%  | 100   | 99.4  | 99.4%  | 100   | 99.3  | 99.3%  | 100   |     |     |
|                        |                                                     | 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合            | こども家庭課 | %   | 60    | 65    | 33.8  | 52.0%  | 70    | 82.5  | 100.0% | 75.5  | 65.9  | 87.3%  | 80    | 73.4  | 91.8%  | 85    |     |     |
| 2. 子どもに関する医療体制の充実      | 妊産婦や子どもが、必要な医療を受けることがで<br>きている。                     | 初期救急：小児科当番医に係る空白日数          | 医療保健課  | 日／年 | 37    | 48    | 34    | 100.0% | 36    | 21    | 100.0% | 24    | 3     | 100.0% | 12    | 1     | 100.0% | 0     |     |     |
|                        |                                                     | 救急医療電話相談件数（＃7119＋<br>＃8000） | 医療保健課  | 件   | 4,000 | 4,700 | 4,140 | 88.1%  | 5,400 | 4,657 | 86.2%  | 6,100 | 6,300 | 100.0% | 6,800 | 6,990 | 100.0% | 7,500 |     |     |
| 3. 子育て世帯の経済的負担の軽減      | 子育て家庭の経済的負担が軽減されている。                                | —                           |        | —   | —     | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —   | —   |

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み              | 事務事業の目的                                                                                 | 対象（誰、何を）         | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                 | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課    | 目的別事業群                          | R5                                                                                                                       |                                                                                                                                                                          |                                                                                         |
|------|------|----|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------------------------------------|-----------------|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |                  |                                                                                         |                  |                                         |                 |        |                                 | 取組み概要                                                                                                                    | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                 | 改善の具体的方法                                                                                |
| 1    | 1    | 1  | 1    | 妊産・出産・育児の切れ目ない支援 | 産科医協力の下、中等教育において、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施します。また、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設け、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。 | 中学生、高校生、大学生      | 思春期健康教育                                 | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 市内の中・高・大学において、年代に応じた内容で実施。（中学校2校、高校1校、大学1校で実施）また、日本語学校においても1回実施。                                                         | 多忙な学校現場で、中学生を対象とした思春期教育の実施回数を増やすことが困難状況があるが、若い世代が正しい知識を持ち、自分や周りの人を大切に思いやる気持ちを育み、安心・安全な妊娠・出産・育児を視野に入れた健康教育が必要である。                                                         | 学校と連携を行い、思春期教育実施教育機関を増やし、正しい知識の普及や、若い世代が乳幼児と触れ合う機会を設ける。また、市内のすべての日本語学校においても健康教育を実施していく。 |
| 1    | 1    | 1  | 2    |                  | 不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費と不育症の治療費を助成します。                                               | 子どもを産み育てたいと希望する人 | ・不妊治療費の助成<br>・不育症治療費の助成                 | 直営              | こども家庭課 |                                 | 一般不妊治療費151件、不育症治療費6件、特定不妊治療費58件の助成を行った。                                                                                  | 不妊治療費は高額な自己負担が生じる。令和4年度から不妊治療の一部が保険適用となった。特定不妊治療は、令和3年度から助成を開始している。                                                                                                      | 前年度と同様に、治療費の助成を行っていく。                                                                   |
| 1    | 1    | 1  | 3    |                  | 生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。                               | 生後4か月までの子どもと保護者  | 乳児家庭全戸訪問（こんには赤ちゃん訪問）                    | 直営              | こども家庭課 |                                 | 予防接種が始まる生後2か月頃を目標に家庭訪問を行った。（1,301世帯）                                                                                     | 99.3%の世帯に家庭訪問を実施することができたが、市外に里帰りや長期入院等の理由で、実施できなかった世帯が9世帯あった。市外里帰り先の市町に赤ちゃん訪問を依頼しており、また長期入院児については、退院後家庭訪問を実施している。                                                        | 市外に里帰りしている方も、里帰り先の市町に依頼して、赤ちゃん訪問を実施する等、今後も、保健師・助産師による全戸訪問を継続して行う。                       |
| 1    | 1    | 1  | 4    |                  | 産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。                                       | 産後6か月頃までの乳児と母親   | 産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型・集団教室型）              | 直営委託            | こども家庭課 |                                 | 日帰り型：131人（延337日）、宿泊型：9人（延42日）、日帰り型（集団）63人、訪問型9人（延20日）の利用。                                                                | R4年度から市内医療機関への委託を開始し、産後ケア事業を利用する産婦が増えている（R4：延202日⇒R5：337日）。令和5年度から訪問型産後ケアを再開し、利用者の状況に応じた事業を実施することができた。                                                                   | 令和5年度から新規に医療機関において産後ケア（日帰り型、宿泊型）事業を委託した。分娩取扱い医療機関等、引き続き実施場所の拡大を図っていく。                   |
| 1    | 1    | 1  | 5    |                  | 生後8か月前後の子どもの発達の確認と、保護者の育児不安の解消を目的に、すくすく赤ちゃん相談会を実施します。                                   | 生後8か月頃の乳児と保護者    | 赤ちゃん相談会                                 | 直営委託            | こども家庭課 |                                 | 生後8か月前後の親子でブックレビュー（地域ですくすくサポート等で実施）の実施に加え、妊娠後期と生後3～4か月の面談・育児支援品の配布を開始し、伴走型相談支援事業を行った。                                    | 令和5年7月から、伴走型相談支援事業を開始した。妊娠8か月の面談は73.5%、生後3～4か月の面談は66.8%、生後7か月の面談は、66.7%。いずれも保健師・保育士と面談をおこなうとともに育児支援品を選した。面談できない方には家庭訪問を行った。                                              | 地域ですくすくサポートやのん太の酒蔵、図書館等において事業を実施。土・日曜日にも対応できるように面談機会を設けており、今後も面談率のアップを図っていく。            |
| 1    | 1    | 1  | 6    |                  | 乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。                                      | 乳幼児健診の未受診者       | 健診未受診者把握事業                              | 直営              | こども家庭課 |                                 | 乳幼児健診の未受診家庭を把握し、電話や家庭訪問による受診勧奨や、乳幼児や保護者の心身の健康に関する支援を行った。                                                                 | コロナ禍で受診が遅れていた児もいたが、適切な年齢に受診することができている。受診率は下記のとおり。<br>・3～4か月児健診：97.9%<br>・1歳6か月児健診：102.2%<br>・3歳児健診：101.2%                                                                | 適切な時期に、乳幼児健診を確実に受診できるよう、周知を図る。未受診者については、保育所等所属からの声かけや、居所不明児については、把握に努める。                |
| 1    | 1    | 1  | 7    |                  | マタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。                                            | 妊娠中の夫婦、子育て中の家族等  | ・マタニティ教室<br>・パパママ教室<br>・定期育児相談ほか        | 直営              | こども家庭課 |                                 | 妊娠期から子育て期にかけて、テーマを設けて教室や相談会を行った。                                                                                         | 初妊婦の妊娠期のサービス利用については、マタニティ教室、ワーキングマタニティ教室、マタニティクッキング、パパママ教室、産前サポート事業、妊娠後期の面談利用を指標としており、初妊婦601人のうち、441人（73.4%）がサービスを利用された。今後も、ニーズに沿った教室の実施と伴走型相談支援事業の定着に努め、利用者の増加を図る必要がある。 | 利用者のニーズに沿った各種教室を地域ですくすくサポートで実施するとともに、伴走型相談支援事業の定着に努めることにより、利用者の増加を図る。                   |
| 1    | 1    | 2  |      | I TやA Iを活用した相談支援 | 生活スタイルやライフサイクルなど個々のニーズに応じて、I TやA Iも活用した相談支援を行います。                                       | 子育て中の家族          | ・電子母子手帳<br>アプリ「ほけっとすくすく」の導入<br>・オンライン相談 | 直営委託            | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 子育て支援アプリ「ほけっとすくすく」によるこどもの成長の記録や予防接種のスケジュール管理を行った。また、市民ポータルサイトを活用し、こどもの成長に合わせたタイムリーな情報発信、問診票の記入、母子健康手帳の交付や赤ちゃん検問等の予約を行った。 | 市民ポータルサイトの登録者数は、6,279人で、妊婦・未就学児の63.7%となっている。その利用は定着しつつある。今後も市民ポータルサイトを活用した情報発信を進めていく。オンラインによる動画配信やオンライン相談も実施している。                                                        | 子育て支援アプリや市民ポータルサイトの活用を行い、より市民に届く情報発信をしていく。また、オンラインによる配信動画やオンライン相談も継続していく。               |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表(令和5年度)

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み                 | 事務事業の目的                                                   | 対象（誰、何を）              | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                        | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課    | 目的別事業群                                    | R5                                                                           |                                                                                                |                                                                          |
|----------|----------|----|------|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------|-----------------|--------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |                     |                                                           |                       |                                                |                 |        |                                           | 取組み概要                                                                        | 現状と課題の分析                                                                                       | 改善の具体的方法                                                                 |
| 1        | 1        | 3  |      | 母子保健情報の一元管理         | 母子保健情報及び医療情報の一元管理により、母子の健康状態を把握します。                       | 妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族  | 国の動向や先進事例等の調査                                  | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築           | 妊娠届における問診の回答や、7か月運動発達確認、1.6健診、3歳児健診等の問診票回答をデジタル化している。                        | デジタル化により、受診者が記入に要する負担の軽減を図ることができた。また、市も健診結果のシステム入力に係る時間を削減することができた。                            | 母子保健事業を含めて、子育て関係全体のデジタル化の推進を、関係課と協働し進めていく。                               |
| 1        | 1        | 4  |      | 子育て支援拠点の整備          | 母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点を確保します。                          | 妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族  | 子育て支援拠点に係る機能の検討                                | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築           | 10の日常生活圏域に、1 2の地域すくすくサポートを設置。（令和5年6月には、地域すくすくサポート八本松中央を設置。）                  | 身近な場所に、子育て世代が集いやすい場を設置し、相談対応や交流の機会を持つことができるようになった。利用者が利用しやすい拠点に出向くことができるよう、地域すくすくサポートの周知を継続する。 | 地域すくすくサポートの母子保健コーディネーターの配置は3か所となっており、他の圏域はこども家庭課から定期的に巡回している。今後も継続していく。  |
| 1        | 1        | 5  |      | 子育て情報提供体制の強化        | 子育て支援情報を一元的に管理するサイトを整理し、必要な人に、必要な時に、必要な情報を届けます。           | 子育て世帯                 | 子ども・子育て応援Webサイト「すくのび」、ほけっとすくすく、広報誌等各種媒体による情報発信 | 直営・委託           | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築           | ほけすくの登録者は、4,800人を上回り、情報の入手先のひとつとなっている。                                       | 発信する情報量が多いため整理が必要である。                                                                          | 市民ポータルサイトを使用して情報発信を行っているが、ほけすくも継続活用していく。                                 |
| 1        | 2        | 6  | 1    | 子どもに関する医療体制の充実      | 産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援します。      | 産科医及び小児科医等            | ・産科医等確保支援事業補助金<br>・小児救急医療支援事業補助金               | 補助事業            | 医療保健課  | 5-3-1 持続可能な救急医療体制の整備<br>5-3-2 高度専門医療の機能充実 | 産科医等の確保のための補助金を交付した。また、広島大学に寄附講座を設置し、小児科医・産婦人科医を確保した。                        | 小児科医や産婦人科医が慢性的に不足している。分娩を取扱う産科施設が3施設減少した。                                                      | 広島大学の寄附講座を継続して設置し、小児科医・産婦人科医を確保する。                                       |
| 1        | 2        | 6  | 2    |                     | 休日夜間の初期救急患者等のために、医師会と連携し、救急医療体制の充実を図ります。                  | 市内開業医師等               | ・休日診療所運営<br>・在宅当番医制運営事業                        | 直営<br>業務委託      | 医療保健課  | 5-3-1 持続可能な救急医療体制の整備                      | 小児救急、小児科当番医に係る空白日数を減らす取り組みを行った。                                              | 小児科医が慢性的に不足している。                                                                               | 広島大学や東広島医療センター等に医師の派遣を要請する。                                              |
| 1        | 2        | 7  |      | 適正な医療機関の受診についての啓発   | 適正な医療機関の受診について、乳幼児を持つ保護者への啓発を行います。                        | 乳幼児の保護者等              | ・チラシの配布等による普及啓発                                | 直営              | 医療保健課  | 5-3-1 持続可能な救急医療体制の整備                      | 母子健康手帳交付時や乳幼児医療受給者証送付時に啓発した。                                                 | 医療機関を受診する患者数が延びてきており、あらゆる機会を通じて広く適正受診の啓発が必要である。                                                | 各種保健事業や広報誌、SNS等のあらゆる手段により、適正受診の啓発を行う。                                    |
| 1        | 3        | 8  |      | 乳幼児医療費、児童手当の支給      | 乳幼児等医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。 | 児童手当受給者               | ・乳幼児等医療費支給<br>・児童手当支給                          | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築           | 令和5年8月に通院の対象者を中学3年生（15歳）までに拡大した。                                             | 依然として、自治体間における助成制度のサービス水準に格差が生じている。                                                            | 引き続き、自治体の規模や財政状況等で格差が生じないよう国県へ提案を行う。                                     |
| 1        | 3        | 9  |      | 妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用助成 | すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。   | 妊婦・乳幼児                | ・妊婦健診<br>・乳幼児健診                                | 委託<br>直営        | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築           | 妊婦健診14回（多胎は5回追加）、産婦健診2回、乳幼児健診5回を無料で実施した。多胎妊婦の対する健診の助成拡大や低所得妊婦の初回受診料の助成を開始した。 | 令和5年度から、低所得妊婦の初回産科受診支援事業を開始し、利用者は2人だった。健診の費用助成を行い、健康管理を進めていく必要がある。                             | 適切な時期に健診を受けていただくように周知していく。乳児期においては、生後1か月児の健診を新しく始め、乳児期の健診回数を3回から4回に拡充する。 |
| 1        | 3        | 10 |      | ごみ指定袋の交付            | 2歳未満の乳幼児に対して、紙おむつの排出に使用する指定袋を現物給付します。                     | 市内に住所を有する2歳未満の乳幼児の養育者 | ごみ指定袋の直接交付による負担軽減                              | 直営              | 廃棄物対策課 | 2-3-1 循環型社会の構築                            | 市内に住所を有する2歳未満の養育者に対して、紙おむつの排出に使用するごみ指定袋を現物給付した。                              | 乳幼児の養育者を対象としたごみ指定袋の交付件数は1,459件で、希望者に対して円滑に交付することができた。                                          | 引き続き、チラシの配布、HPの更新、市民課等との連携により、出生・転入の届出をした方への周知の徹底を行う。                    |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標2 社会的な支援が必要な子どもへの支援の充実

●目指す姿：・社会的な支援が必要な子どもと家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

|    |                                                                                                                                                                        |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 | 社会的な支援を必要とする子どもたちに対する支援体制の充実を図る必要があります。                                                                                                                                |
|    | ・児童虐待相談件数が増加しています。<br>・発達障害等の特別な支援が必要な子どもの増加に伴い、支援に関わる事業所や支援員が不足している状況があります。<br>・生活困窮層の割合が、ひとり親の家庭よりも、ひとり親の家庭の方が高くなっています。<br>・外国籍等の外国につながる子どもが増加しており、生活や学校で困難な状況があります。 |

| 基本施策                             | 目指す姿                                                      | 目的別事業群シートにおける成果指標<br>(KPI)                  | 担当課     | 単位 | R1   | R2    |       |        | R3    |       |        | R4    |       |        | R5    |       |        | R6    |     |     |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------|---------|----|------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|
|                                  |                                                           |                                             |         |    | 現状値  | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率 |
| 1. 児童虐待の予防と早期対応<br>【重点】          | すべての子どもの人権が尊重されている。                                       | —                                           | —       | —  | —    | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —   | —   |
| 2. 障害のある子どもと家庭への支援<br>の充実        | 障害のある子どもとその家族が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。          | 幼稚園に通わせている保護者の、教育または保育への肯定的回答（楽しんで通っている）の割合 | 保育課     | %  | 98.0 | 98.0  | 100.0 | 100.0% | 98.0  | 96.4  | 98.4%  | 98.0  | 96.0  | 98.0%  | 98.0  | 100.0 | 100.0% | 98.0  |     |     |
|                                  |                                                           | 特別支援学級に在籍する児童・生徒・保護者の教育活動に対する肯定的回答の割合       | 指導課     | %  | 0.0  | 75.0  | 88.0  | 100.0% | 75.0  | 75.0  | 100.0% | 75.0  | 75.0  | 100.0% | 75.0  | 79.3  | 100.0% | 75.0  |     |     |
| 3. 貧困等、困難な状況にある子ども<br>と家庭への支援の充実 | すべての子どもが、生まれ育った家庭の経済社会状況にかかわらず、未来への希望を持ち、自立する力を伸ばすことができる。 | 母子父子自立支援プログラム策定者のうち、就労に繋がっていない割合            | こども家庭課  | %  | 14.0 | 14.0  | 20.0  | 70.0%  | 13.5  | 14.0  | 96.4%  | 13.5  | 21.4  | 63.1%  | 13.0  | 27.3  | 47.6%  | 13.0  |     |     |
|                                  |                                                           | 学習支援事業参加者の高校進学率                             | 地域共生推進課 | %  | 83.3 | 100.0 | 100.0 | 100.0% | 100.0 | 100.0 | 100.0% | 100.0 | 100.0 | 100.0% | 100.0 | 100.0 | 100.0% | 100.0 |     |     |
| 4. 外国につながる子どもと家庭への<br>支援の充実      | 外国につながる子どもが、幼児期の教育・保育、学校教育を受けることができる。                     | —                                           | —       | —  | —    | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     |     |     |

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み          | 事務事業の目的                                                                                        | 対象（誰、何を）               | 事業内容、事業計画など（主な業務など）                                    | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課    | 目的別事業群                         | R5                                                                          |                                                   |                                                                   |
|------|------|----|------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------------------------------------------|-----------------|--------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |              |                                                                                                |                        |                                                        |                 |        |                                | 取組み概要                                                                       | 現状と課題の分析                                          | 改善の具体的方法                                                          |
| 2    | 1    | 11 | 1    | 児童虐待の予防      | ベアレント・トレーニングを実施し、子育てに悩みを持つ親を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復を図ります。                                 | 要支援家庭等                 | ファシリテータによるベアレントトレーニングプログラムの実施                          | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 | 要支援保護者を対象とした講座を、3期（1クール4回）開催し計15名参加。小学生保護者対象に、1クール2回の講座に開催し9名が参加。           | 支援が必要な保護者について、その必要性を受容できない場合が多く、保護者へのアプローチが課題である。 | 心理相談員等の専門職が連携し、保護者への継続的なアプローチを行っていく。                              |
| 2    | 1    | 11 | 2    |              | 親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。 | 生後2から5か月の乳児と母親（第1子に限る） | BPファシリテータによる児童虐待予防講座の実施                                | 委託（一部直営）        | こども家庭課 |                                | ファシリテータを養成するとともに第1子の赤ちゃんを育てているお母さんと0歳児を対象に、「BPプログラム」を開催した。（23回170組）         | 児童虐待の一次予防効果も高く、希望者が多いためファシリテータの養成と開催回数を増やす必要がある。  | ファシリテータの養成により開催回数を増やすよう努めるとともに、第1子の赤ちゃんを育てている母親が受講するように、周知や勧奨を行う。 |
| 2    | 1    | 11 | 3    |              | 市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポートで実施します。                | 第2子をもつ母親               | にこにこプログラム（児童虐待予防講座）の実施                                 | 委託              | こども家庭課 |                                | 第2子を養育する母親を対象に、「東広島市にこにこプログラム」を開催した。（2か所11組参加）類似プログラムを11か所の子育て支援施設で取り組んでいる。 | 子育て支援施設で類似のプログラムに取り組んでいる所も増えている。                  | ファシリテータの養成と、類似の教室等、開催場所を増やしていく。                                   |
| 2    | 1    | 12 | 1    | 児童虐待の防止・早期発見 | 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。              | 要保護児童等                 | 関係機関とのネットワークの強化及び情報共有を目的とした協議会の開催                      | 直営              | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 | 要保護児童対策地域協議会について、代表者会議1回、実務者会議4回を開催した。                                      | 関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期解決・再発防止が課題である。            | 適切なタイミングでの情報連携、及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。                       |
| 2    | 1    | 12 | 2    |              | 家庭児童相談室及び出産・育児サポートセンターすくすくとー一体化を図る「子ども家庭総合支援拠点」の体制を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化します。             | 子育て家庭等                 | 要支援児童や妊産婦、DV被害者の相談に対する保健師、心理支援員、虐待対応専門員、女性相談員による総合的な支援 | 直営              | こども家庭課 |                                | 定例ミーティングを開催するなど、専門職の連携による総合的な支援を行った。                                        | ハード、ソフト両面における支援体制の充実により、拠点機能の更なる充実を図る必要がある。       | 専門職の連携による総合的な支援を継続しながら、こども家庭センターの機能について整理を行う。                     |
| 2    | 1    | 12 | 3    |              | 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。                            | 養育支援訪問                 | 保健師等による要支援者家庭訪問                                        | 直営              | こども家庭課 |                                | 未熟児、ハイリスク家庭等に対し、家庭訪問を行った。（R5養育支援訪問件数：662件）                                  | 対象となる家庭は増加しており、課題も複雑化している。                        | 保健師等専門職や関係機関、他の専門職と連携して、チームで支援を行う。                                |
| 2    | 1    | 12 | 4    |              | 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設との連携を進めるとともに、里親制度等を活用した新たな受け入れ態勢の整備を行います。 | 児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童  | ・児童養護施設や乳児院における一時的な保育<br>・県の里親制度を活用した受け入れの実施           | 委託              | こども家庭課 |                                | 保護者が疾病や仕事等の理由により養育困難となった家庭の児童を一時的に実施施設で預かった。（延べ8人、66日）短期入所の委託先に市内の里親を追加した。  | 養護施設や里親の受け入れについて拡大を図る必要がある。                       | 養護施設等の委託先の追加を検討する。里親への短期入所利用に向けた取組を実施する。                          |
| 2    | 1    | 12 | 5    |              | 児童虐待防止推進月間の啓発活動、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。                                          | 市民                     | ポスター、リーフレット、啓発グッズ等の作成及び配布、啓発イベント等の開催                   | 直営              | こども家庭課 |                                | 児童虐待防止の普及啓発のため、くららにて安芸戦士メーブルカイザーショーを実施した。そのほか、児童虐待予防講座を開催した。                | 継続的に啓発活動を行っていく必要がある。                              | 引き続き、啓発活動を行っていく必要がある。                                             |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み                 | 事務事業の目的                                                                                                      | 対象（誰、何を）                                                                        | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                                                                                                                                                                                                      | 実施方法（直営、委託等の区分）                            | 担当課                    | 目的別事業群                                                                              | R5                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                           |
|----------|----------|----|------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |                     |                                                                                                              |                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                              |                                            |                        |                                                                                     | 取組み概要                                                                                                                                                                                                                                                             | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                                                   | 改善の具体的方法                                                                                                                                                                  |
| 2        | 1        | 13 | 13   | DV被害者の支援            | DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。                                                            | DV被害者等                                                                          | DV被害者からの相談対応及び母子生活支援施設への入所措置支援                                                                                                                                                                                               | 委託                                         | こども家庭課                 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築                                                      | 配偶者暴力相談支援センターを設置し、71件の相談を受けた。                                                                                                                                                                                                                                     | 配偶者暴力相談支援センター設置により、DV証明が市役所で発行可能となり、相談者の負担が減った。                                                                                                                                                            | 引き続き、相談者に寄り添った支援を行う。                                                                                                                                                      |
| 2        | 1        | 14 | 14   | 人権教育・啓発の推進          | 児童虐待やいじめ等、子どもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。                                                              | 小中学校                                                                            | 道徳教育推進リーダー研修の実施                                                                                                                                                                                                              | 実施校                                        | 指導課                    | 3-1-1 人権啓発の推進                                                                       | 市内全小中学校から道徳教育推進教師の参加による道徳教育推進リーダー研修を実施した。                                                                                                                                                                                                                         | 道徳科は、子どもの人権意識を醸成するための基礎となるものであり、道徳教育推進教師の資質・能力の向上に取り組んだ。学んだことを、校内に還元し、学校全体で道徳教育の推進を図ることが求められる。                                                                                                             | 国・県の動向やアンケート結果をもとに研修内容を見直す。                                                                                                                                               |
| 2        | 1        | 15 | 1    | 子育て相談体制の強化          | 家庭児童相談室において、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）への対応を行います。                                              | 子育て家庭等                                                                          | ・虐待対応専門員、女性相談員の配置による児童虐待やDV被害者への相談体制の構築<br>・相談記録の管理分析システムの導入                                                                                                                                                                 | 直営                                         | こども家庭課                 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築                                                      | 関係機関との連携により、子育て家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVへの対応を行った。                                                                                                                                                                                                                | 関係機関の連携強化による児童虐待やDVの早期発見・早期対応・再発防止が課題である。                                                                                                                                                                  | 適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。                                                                                                                                |
| 2        | 1        | 15 | 2    |                     | 家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。                                         | 虐待対応専門員等                                                                        | 専門機関や学識経験者が行う専門的研修の受講<br>児童虐待、発達支援に係るスーパーバイス、療育支援モデル事業の実施                                                                                                                                                                    | 直営                                         | こども家庭課                 | 保健医療福祉の専門職の養成に携わる学識経験者による事例検討研修を1回開催した。                                             | 児童虐待が増加傾向にあり、相談員の更なるスキル向上が必要である。                                                                                                                                                                                                                                  | 引き続き、専門的な研修を受講するとともに、ケース検討等研修を実施する。                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                           |
| 2        | 2        | 16 | 1    | 発達障害のある子どもや親への支援    | 子育て・障害総合支援センター（はあとふる）の体制を充実させ、発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。 | 年中・年長の保護者<br>【障害福祉課】市内に居住する障害（児）者<br>【こども家庭課】発達障害が疑われる子どもと保護者                   | はあとふる主催「発達障害支援学習会」への参加<br>【障害福祉課】子育て・障害総合相談支援センター（はあとふる）における乳幼児期からの早期療育、学齢期における教育機関との連携、卒業後の進路、就職など各ライフステージや障害特性に応じた相談の実施<br>【こども家庭課】<br>・1歳6か月児健診や3歳児健診の受診後、発達に関する個別相談や健診事後教室の実施<br>・はあとふる職員と共に保育園等に巡回し、保育環境の整備や保護者へ働きかけを行う | 【障害福祉課】委託<br>【こども家庭課】直営<br>一部委託<br>【指導課】直営 | 障害福祉課<br>こども家庭課<br>指導課 | 【障害福祉課】5-5-2 障害者の自立支援<br>【こども家庭課】5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築<br>3-2-1 幼児教育・保育の充実 | 【障害福祉課】子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、自立支援協議会及び関係機関と連携し、各ライフステージや特性に応じた相談、保育所巡回等を実施した。<br>【こども家庭課】<br>・健診事後教室や健診事後親子教室を開催し、子どもの発達支援を行い保護者の不安の軽減を図った。健診後の個別相談は、心理相談員3人体制により実施した。<br>【指導課】「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」において、就学ガイダンスを行ったり、特別支援教育理解啓発リーフレットを作成し、ホームページに掲載した。 | 【障害福祉課】令和5年度から子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）の発達障がいの相談に応じる相談員が確保できず、各ライフステージや特性に応じた相談の一部及び保育所巡回が十分に実施できない。<br>【こども家庭課】子どもの成長発達に不安を持つ保護者が増え、個別相談の希望者が増加した。<br>【指導課】就学した児童生徒の小中学校における合理的配慮の充実、支援体制の構築を継続して行っていく必要がある。 | 【障害福祉課】発達障がいの相談に応じる相談員の確保を急ぐとともに、関係機関と連携し支援体制の再構築を行っていく必要がある。<br>【こども家庭課】個別相談や健診事後教室を実施し、発達に対する不安の解消につながる体制整備を行う。<br>【指導課】小中学校特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施し、校内支援体制の充実につなげる。 |
| 2        | 2        | 16 | 2    |                     | 地域イベントでポスター掲示等により、発達障害への理解について啓発活動を行います。                                                                     | 市民全般                                                                            | 発達障害啓発セミナーの実施<br>世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に関連したイベント等開催                                                                                                                                                                              | 直営                                         | 障害福祉課                  |                                                                                     | 発達障害啓発週間にあわせて美術館及び芸術文化ホールのフルーライトアップ、中央図書館での特設展示、SNS配信、ポスター掲出等を行った。                                                                                                                                                                                                | 引き続き、発達障害への理解促進を図り、早期発見や支援につなげていく必要がある。                                                                                                                                                                    | SNS等の活用など、より効果的な周知を図る。                                                                                                                                                    |
| 2        | 2        | 16 | 3    |                     | 子どもが発達障害の診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進します。                                                       | 市内に居住する障害児の保護者                                                                  | ペアレントメンターによる障害児の親等の不安の軽減                                                                                                                                                                                                     | 直営                                         | 障害福祉課                  |                                                                                     | ペアレントメンターとの情報交換を行うとともに、ペアレントメンターを活用した相談会等（個別・集団）を実施した。                                                                                                                                                                                                            | ペアレントメンター制度の周知を更に図っていく必要がある。                                                                                                                                                                               | 地域支援者との連携するためにも支援者への周知を図るとともに、イベント等への参加などを通じて利用促進を行う。                                                                                                                     |
| 2        | 2        | 17 | 1    | 発達障害等、障害のある子どもへの支援  | 特別な支援が必要な子どもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブでの受け入れ体制を整え、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。                            | 【保育課】特別な支援が必要な子ども<br>【障害福祉課】市内に居住する障害（児）者                                       | 【保育課】<br>・加配職員の配置等受入体制の構築<br>・特別な支援の必要な幼児に応じた支援を行い、個々の能力に応じた教育の場を提供<br>【障害福祉課】<br>・療育待機児童相談業務（いっぽぽ教室）<br>・障害児余暇活動支援事業                                                                                                        | 【保育課】直営、委託<br>【障害福祉課】委託                    | 障害福祉課<br>保育課           | 【保育課】5-6-2 保育環境の充実<br>3-2-1 幼児教育・保育の充実                                              | 【保育課】多様な教育・保育ニーズに対応するため、公立施設での必要な人員の配置及び各私立保育施設の運営費の支援を行った。<br>【障害福祉課】<br>・療育待機児童相談業務（いっぽぽ教室）を4クール（1クールにつき3回のセッション実施。）開催し、延べ9人が参加した。<br>・障害児余暇活動支援事業を30回実施し、延べ67人が参加した。                                                                                           | 【保育課】数値目標（幼稚園に通わせている保護者の、教育または保育への肯定的回答（楽しんで通っている）の割合）は100%の達成率であるが、引き続き、各教育・保育施設の運営に対して支援していく必要がある。<br>【障害福祉課】引き続き、障害を持つ児童の療育支援を行うとともに、余暇活動などの居場所づくりに努める。                                                 | 【保育課】市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。<br>【障害福祉課】引き続き、制度の周知、広報など行いながら、事業を実施していく。                                                                                     |
| 2        | 2        | 17 | 2    |                     | 医療的ケアが必要な子どもについても、個々の障害に応じた総合的な支援体制の充実を目指します。                                                                | 【保育課】医療的ケアが必要な子ども<br>【障害福祉課】市内に居住する障害（児）者                                       | 【保育課】看護師の配置等受入体制の構築<br>【障害福祉課】はあとふるにおける個別の障害に応じた相談                                                                                                                                                                           | 【保育課】直営<br>【障害福祉課】委託                       | 障害福祉課<br>保育課           | 【保育課】5-6-2 保育環境の充実                                                                  | 【保育課】看護師を配置し、医療的ケア児の受入れを行った。<br>【障害福祉課】はあとふるに医療的ケア児専門のコーディネーターを配置して、相談に対応した。                                                                                                                                                                                      | 【保育課】入所調整の段階でニーズを把握し、受け入れ体制を整えていく必要がある。<br>【障害福祉課】医療的ケア児の把握や継続的な支援が可能となるよう体制を整備していく必要がある。                                                                                                                  | 【保育課】入所希望者の需要を把握すると共に、受入れが可能となるよう看護師の配置や任用を進めていく。<br>【障害福祉課】引き続き、医療的ケア児専門のコーディネーターを配置するなど、体制づくりを進める。                                                                      |
| 2        | 2        | 18 |      | 障害のある子どもに対する相談体制の充実 | 自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通じ、相談支援専門員の底上げを促進します。                                          | 市内に居住する障害（児）者                                                                   | ・相談支援従事者初任者研修事前研修<br>・障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当の給付<br>・福祉助成券（タクシー乗車助成券）の交付<br>・福祉助成券（紙おむつ購入助成券）の交付<br>・重度心身障害者医療費助成<br>・難聴児童発達支援センター通所助成                                                                                  | 委託                                         | 障害福祉課                  | —                                                                                   | はあとふるコーディネータによる相談支援従事者初任者研修事前研修の実習など、相談支援専門員の質の向上を図った。                                                                                                                                                                                                            | 相談支援専門員の質の向上や連携強化を図るため、引き続き、研修を通じ、コーディネーターや相談支援専門員の底上げを促進する必要がある。                                                                                                                                          | 引き続き、研修を実施していく。                                                                                                                                                           |
| 2        | 2        | 19 |      | 障害のある子どもの経済的負担の軽減   | 各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。                      | 【学事課】要綱に定めた障害の程度に該当する児童若しくは生徒または特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒の保護者<br>【障害福祉課】市内に居住する障害（児）者 | 【学事課】<br>・学校等を通じた制度の周知<br>・就学奨励対象者の審査・認定<br>・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給<br>【障害福祉課】<br>・障害児福祉手当、重度心身障害児福祉手当、特別児童扶養手当の給付<br>・福祉助成券（タクシー乗車助成券）の交付<br>・福祉助成券（紙おむつ購入助成券）の交付<br>・重度心身障害者医療費助成<br>・難聴児童発達支援センター通所助成                 | 直営                                         | 障害福祉課<br>学事課           | 【学事課】3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実<br>【障害福祉課】5-5-2 障害者の自立支援                                | 【学事課】特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者へ、学用品費、給食費等の支給を行った。<br>【障害福祉課】各種手当の給付や生活のための費用助成などを行った。                                                                                                                                                                                  | 【学事課】特別支援学級に在籍しているなど、対象者が明確なため、学校と連携して申請漏れがない体制が作れており、適切に学用品費等の支給ができています。しかし、数名程度の提出書類の不備等で認定が滞ることがあり、より速やかな認定と支給ができる方法を検討している。<br>【障害福祉課】引き続き、適切かつ迅速に手当等の給付事業を実施していく必要がある。                                | 【学事課】必要書類が提出期限までに整うよう、申請方法の案内を保護者にもわかりやすくするとともに、学校事務職員へ学事課に提出する前の確認を徹底するよう依頼する。また、就学援助と奨励費との切り替えがある対象者もいるため、適切に事務処理できるように担当者間で連携する。<br>【障害福祉課】適切かつ迅速に給付を行うために、事務の効率化に努める。 |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み                   | 事務事業の目的                                                                        | 対象（誰、何を）                                                                   | 事業内容、事業計画など（主な業務など）                                                                              | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課                 | 目的別事業群                                                       | R5                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                          |
|------|------|----|------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |                       |                                                                                |                                                                            |                                                                                                  |                 |                     |                                                              | 取組み概要                                                                                                                                                                                                                                                         | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                                                | 改善の具体的方法                                                                                                                                                                                 |
| 2    | 2    | 20 | 1    | 障害のある子どもに対する福祉サービスの実施 | 居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。                      | 市内に居住する障害（児）者                                                              | ・障害福祉サービスの実施                                                                                     | 直営              | 障害福祉課               | 5-5-2 障害者の自立支援                                               | 居宅での生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）をサービス等利用計画（案）に基づき支給決定した。                                                                                                                                                                                        | 適切に居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービスを実施していく必要がある。                                                                                                                                                              | 引き続き、サービス等利用計画（案）に基づき、適切に支給決定していく。                                                                                                                                                       |
| 2    | 2    | 20 | 2    |                       | 補装用具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障害がある子どもの在宅生活を支援します。                           | 市内に居住する障害（児）者                                                              | 補装員費・日常生活用具の支援                                                                                   | 直営              | 障害福祉課               |                                                              | 体の損なわれた機能を補完・代替する補装員費の支給、日常生活上の困難を改善する日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいがある子どもの在宅生活を支援した。                                                                                                                                                                            | 補装員費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく必要がある。                                                                                                                                                         | 引き続き、補装員費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく。                                                                                                                                          |
| 2    | 2    | 20 | 3    |                       | 障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。 | 市内に居住する障害児                                                                 | 障害児通所支援                                                                                          | 直営              | 障害福祉課               |                                                              | 障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施した。                                                                                                                                                                                                                      | 障害児通所支援については、利用者が多いため、障がい特性に合致した支援機関に通所することが必要である。                                                                                                                                                      | 自立支援協議会に参加する障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所を増やし、研修会等を実施することにより、サービスの質の向上を目指す。                                                                                                                    |
| 2    | 2    | 21 | 1    | 発達障害等、障害のある子どもへの就学支援  | 発達障害のある子ども等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談を行います。                   | 【保育課】<br>発達障害のある子ども等<br>【指導課】<br>就学児・小中学校在籍児童・保護者<br>【障害福祉課】<br>市内に居住する障害児 | 【保育課】<br>幼保小連携の推進<br>【指導課】<br>・特別支援教育相談員の配置<br>・教育支援委員会の開催と対象児童生徒についての教育相談<br>【障害福祉課】<br>障害児通所支援 | 直営              | 障害福祉課<br>保育課<br>指導課 | 【保育課】<br>3-2-1 幼児教育・保育の充実<br>【指導課】<br>3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実 | 【保育課】<br>スムーズな支援が行えるよう就学前に連携会議を実施し、情報の共有を図った。<br>【指導課】<br>特別支援教育相談員による教育相談、学校訪問を実施した。<br>【指導課】<br>教育支援委員会の開催と就学後の支援への指導助言を行った。<br>【障害福祉課】<br>発達障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施した。                                                                        | 【保育課】<br>就学前だけでなく幼保小の連携を強化していく必要がある。<br>【指導課】<br>数値目標の達成率は100%であるが、約2割の児童・生徒・保護者からは肯定的回答が得られていない。<br>特別支援教育に係る研修及び支援体制の充実を継続して行っていく必要がある。<br>【障害福祉課】<br>発達障害のある子ども等が、ライフステージにあった支援を受けるため、障害児通所支援が必要である。 | 【保育課】<br>幼保小での連携、情報共有を推進し、就学へのスムーズな接続を図っていく。<br>【指導課】<br>専門家等巡回相談、特別支援教育担当者研修の内容等を見直し、医療、福祉等、関係機関との連携の促進を図り、校内支援体制の充実に繋げる。<br>【障害福祉課】<br>引き続き、障害児通所支援により、発達障害のある子どものライフステージにあった支援を行っていく。 |
| 2    | 3    | 22 | 1    | ひとり親家庭の自立支援の充実        | 就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うことにより、ひとり親家庭の自立（就労）を支援し、制度の周知を図ります。    | 母子家庭の母及び父子家庭の父であって、児童扶養手当の支給を受けているなどの一定の要件を満たしている者                         | 就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成                                                            | 直営              | こども家庭課              | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築                              | 就職や転職を希望する児童扶養手当を受給しているひとり親に対する、個別支援プログラム作成や各種助成を行った。                                                                                                                                                                                                         | 母子父子自立支援プログラム策定者のうち、就労につながっていない割合は27.3%となっており、対象者の就労時間と希望のする収入に見合う職場のマッチングが難しい点が課題である。                                                                                                                  | ハローワークとの連携強化及び対象者に対して制度を丁寧に説明し、就労につなげていく。                                                                                                                                                |
| 2    | 3    | 22 | 2    |                       | 住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。                        | 市内に居住又は勤務している者で、ひとり親に該当する者                                                 | 住宅に困窮している低所得者等に対する低廉な家賃住宅の賃借                                                                     | 入居者抽選については、直営   | 住宅課                 | —                                                            | 住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者選考において優先的な取扱いを行った。                                                                                                                                                                                                    | 令和5年度において、ひとり親世帯は29世帯申し込みがあり、その内17世帯が入居した。                                                                                                                                                              | —                                                                                                                                                                                        |
| 2    | 3    | 23 | 23   | ひとり親家庭の経済的負担の軽減       | ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。                 | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する父、母、又は父母以外の者で当該児童を養育する養育者  | ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給                                                                         | 直営              | こども家庭課              | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築                              | 受給要件について適宜確認を行いながら、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費の支給を適切に行った。                                                                                                                                                                                                              | 住基異動等に伴う変更届の提出など、適正な支給に必要な手続きが漏れている受給者が多い。                                                                                                                                                              | 新規申請時や現況届の提出時に、説明を十分行い、周知を図る。                                                                                                                                                            |
| 2    | 3    | 24 | 1    | 子育て相談体制の強化            | 児童青少年総合相談室において学校生活や子育てに関する保護者の相談業務を行います。                                       | 幼児・児童・生徒の保護者                                                               | 教育相談員、カウンセラー、児童厚生員による相談の実施                                                                       | 直営              | 青少年育成課              | 3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり                                   | 児童青少年総合相談室において、教育相談員、カウンセラー、児童厚生員が児童・生徒、幼児・児童・生徒の保護者の相談業務を行った。                                                                                                                                                                                                | 不登校に係る相談が大きな割合を占めている。総合相談では、保護者や児童生徒への助言等を行うが、状況改善には様々な機関が関わるネットワークの構築が必要である。情報共有についての課題がある。                                                                                                            | 指導課が情報を集約し、関係機関と連携することを通して、接続をスムーズにする。                                                                                                                                                   |
| 2    | 3    | 24 | 2    |                       | 小中学校においては、心のサポーターによる相談業務を行います。                                                 | 児童・生徒・保護者・教職員                                                              | 全ての小中学校への心のサポーターの配置                                                                              | 直営              | 指導課                 |                                                              | 小中学校において、心のサポーターが児童生徒、教職員、保護者からの相談に自身の経験を生かし、相談業務を行った。                                                                                                                                                                                                        | 心のサポーターへの相談連携件数は、小中合わせて、延べ1万人を超えた。相談内容は社会の変化と共に、多岐にわたっている。様々な相談に細やかに対応する難しさがある。                                                                                                                         | 教育相談に携わるカウンセラーや教育相談員等との連携の場を設ける。相談業務担当者研修を実施し相談対応能力の向上を図る。                                                                                                                               |
| 2    | 3    | 25 | 1    | 生活困窮家庭の子どもに対する支援      | 生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の子どもに対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを実施します。      | 小1～中3                                                                      | 生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施                                                                  | 直営・委託           | 地域共生推進課             | 5-5-3 地域での支え合いの促進と総合的な相談支援体制の構築                              | 家庭支援員による生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施した。                                                                                                                                                                                                                             | 数値目標である「学習支援事業参加者の高校進学率」は100%を達成しているが、学習支援の予約を急遽キャンセルされるケースも多く、家庭環境に起因する学習意欲の低さが窺われる。今後も引き続き支援の継続が必要である。                                                                                                | 生活困窮世帯の子どもたちの学習機会を確保するため、引き続き根気強く訪問学習支援を実施する。                                                                                                                                            |
| 2    | 3    | 25 | 2    |                       | 生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。            | 小1～中3                                                                      | 生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施                                                                  | 委託              | 地域共生推進課             |                                                              | 生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等集合型の学習支援を実施した。                                                                                                                                                                                                                    | 数値目標である「学習支援事業参加者の高校進学率」は100%を達成しているが、学習支援の予約を急遽キャンセルされるケースも多く、家庭環境に起因する学習意欲の低さが窺われる。今後も引き続き支援の継続が必要である。                                                                                                | 子どもたちの学習機会の確保及び居場所づくりのため、引き続き集合型学習支援を行っていく。                                                                                                                                              |
| 2    | 3    | 25 | 3    |                       | 生活困窮の状態にある子どもと家庭に対して、最低限の生活を保障するため、生活保護による自立の援助を行います。                          | 生活保護の被保護者                                                                  | 生活保護法に基づく扶助費の給付                                                                                  | 直営              | 生活福祉課               | 6-1 市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供                                | 困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対して必要な扶助を行った。                                                                                                                                                                                                                         | 就労が長続きしないことに加えて、生活環境の維持・改善が難しい家庭が多くなっている。                                                                                                                                                               | 他法において活用可能な制度を情報収集しながら関係機関と連携し、的確な給付を行う。                                                                                                                                                 |
| 2    | 3    | 25 | 4    |                       | 就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭の経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。                         | 経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒、就学予定者の保護者                                        | ・学校等を通じた制度の周知<br>・就学援助対象者の審査・認定<br>・学用品費や給食費など学校生活において必要な費用の支給                                   | 直営              | 学事課                 | 3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実                                       | 経済的に困窮し、就学援助制度の認定要件に該当する申請者（保護者）に対し、学用品費、給食費等の支給を行った。<br>新入学学用品費（入学前支給）の案内と、年度当初の就学援助制度の案内でレイアウトを変更したため、勘違いでの年度当初の申請漏れを防ぐ工夫を行った。<br>また、R5年度は新入学学用品費（入学前支給）とR6年度就学援助制度について、広報紙に掲載し、市民ポータルサイトとSNSで発信した。新入学学用品費（入学前支給）の申請を年末年始に検討できるよう、受付期間を年末から年明け（1/12）まで延長した。 | R3に作成した制度の案内の概要版があることによって、保護者に伝わりやすくなっていると考えている。就学援助の申請者は横ばい傾向にあるので、生活困窮者に対し今後も学校と連携して制度の周知を進める必要がある。                                                                                                   | 引き続き、ホームページや、他広報等を活用し、年度当初だけでなく年度途中に家計急変をした世帯への周知にも努め、支援を必要としている保護者の制度活用を進めていく。                                                                                                          |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み               | 事務事業の目的                                                                                                      | 対象（誰、何を）                                                                                      | 事業内容、事業計画など（主な業務など）                                                                                                      | 実施方法（直営、委託等の区分）                                                               | 担当課                    | 目的別事業群                                                                                                  | R5                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |
|------|------|----|------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |                   |                                                                                                              |                                                                                               |                                                                                                                          |                                                                               |                        |                                                                                                         | 取組み概要                                                                                                                                                                                                                          | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                                                                                                     | 改善の具体的方法                                                                                                                                                                                   |
| 2    | 3    | 26 |      | 関係機関の連携の強化        | 貧困等、困難な状況にある子どもについて、必要な支援が受けられるよう、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を充実します。                                           | 【生活福祉課】生活保護の被保護者<br>【保育課】貧困等、困難な状況にある家庭<br>【指導課】児童、生徒                                         | 【生活福祉課】<br>・支援機関との連携推進<br>【保育課】<br>・支援機関との連携の推進<br>【指導課】<br>・支援機関との連携の推進                                                 | 直営                                                                            | 生活福祉課<br>保育課<br>指導課    | 【生活福祉課】6-1 市民ニーズの的確な把握と質の高い行政サービスの提供<br>【保育課】5-6-2 保育環境の充実<br>【指導課】3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり           | 【生活福祉課】相談のなかで連携の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。<br>【保育課】各施設の保育コーディネーターを中心に支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図った。<br>【指導課】小中学校において家庭支援の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。                                                                               | 【生活福祉課】生活保護の開始・廃止時等に関係機関との連携が必要な場合がある。<br>【保育課】支援の必要な家庭の状況を正しく把握し、的確な支援につなげる必要がある。<br>【指導課】児童生徒に係る家庭環境の改善が困難なことを理由に、支援を拒む家庭の存在がある。                                                                                                                           | 【生活福祉課】個別の事情に応じて、関係機関への案内や同行し必要な支援を受けることができるよう連携をする。<br>【保育課】引き続き、幼稚園、保育所における支援を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。<br>【指導課】スクールソーシャルワーカーによる家庭状況の把握や保護者との対話を行い、関係機関との連携を促す。                             |
| 2    | 4    | 27 | 1    | 外国につながる子どもへの支援の充実 | 学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。                                         | ・外国につながる児童・生徒<br>・日本語学習支援及び居場所づくり                                                             | ・にほんごひろばU-18開催<br>外国につながる児童・生徒を対象とした日本語学習・教科学習支援、社会見学等の実施及び居場所づくり                                                        | 委託                                                                            | 市民生活課                  | 2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現                                                                           | 学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対しても、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを行った。                                                                                                                                                           | ・R4年度から、多文化共生コーディネーターを複数人配置し、外国人児童への教育支援等の推進を行った。<br>・外国人児童生徒が急増しており、ボランティア不足もあって対応に苦慮する面が出てきている。                                                                                                                                                            | 引き続き多文化共生コーディネーターと連携し、外国人児童への包括的な生活・学習支援を継続していく。                                                                                                                                           |
| 2    | 4    | 27 | 2    |                   | 生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行います。                                                                                | ・外国人市民<br>・多言語による相談窓口の開設                                                                      | ・コミュニケーションコーナー開設<br>外国人市民の生活全般に係る相談への多言語対応                                                                               | 委託                                                                            | 市民生活課                  |                                                                                                         | 生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行った。                                                                                                                                                                                                   | R5年度の相談件数は前年度比で減少している（R4：3,005件、R5：2,496件）。R5.4から多言語HPをリニューアルして情報を充実したこともあり、窓口相談件数の減少につながった可能性もある。                                                                                                                                                           | 新規転入の外国人市民には引き続きハガキで相談窓口等を知らせるとともに、HPやSNSでの情報発信も強化していく。                                                                                                                                    |
| 2    | 4    | 27 | 3    |                   | 子どもや保護者への接し方について、保育士への研修を実施します。                                                                              | 保育士                                                                                           | 研修の実施                                                                                                                    | 外部サービスの活用                                                                     | 保育課                    | 【市民生活課】2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現                                                                    | 外国に繋がる子どもや保護者への接し方について、資料提供した。                                                                                                                                                                                                 | 外国につながる子どもの入所が多い施設を中心に、接し方や支援方法についての正しい知識を持つ必要がある。                                                                                                                                                                                                           | 現場のニーズに即した研修の企画・実施に努める。                                                                                                                                                                    |
| 2    | 4    | 27 | 4    |                   | 教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化します。                                                        | 【市民生活課】<br>・外国人市民に対応する各種行政窓口<br>・行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備<br>【保育課】保育施設<br>【こども家庭課】<br>母子保健事業の利用者 | 【市民生活課】<br>・行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備<br>【こども家庭課】<br>健診や家庭訪問等の母子保健事業実施時に通訳の配置や自動翻訳ツールの利用<br>【保育課】<br>保育施設での自動翻訳ツールの活用        | 直営                                                                            | 市民生活課<br>こども家庭課<br>保育課 | 【市民生活課】教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳支援体制を強化した。<br>【こども家庭課】5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の構築 | 【市民生活課】行政国際化推進員の通訳や自動翻訳ツールの活用により、窓口や訪問先等でのコミュニケーションが取りやすくなっている。また、電話でのコミュニケーションについても、入管の通訳支援サービスを全庁に通知し、積極的に利用してもらえる環境を整備している。<br>【こども家庭課】健診や家庭訪問では通訳を配置し、電話相談では、通訳サービスを利用し多言語に対応した。<br>【保育課】自動翻訳ツールの活用や、保護者用の資料の各言語への翻訳を実施した。 | 【市民生活課】行政国際化推進員の通訳や自動翻訳ツールの活用により、窓口や訪問先等でのコミュニケーションが取りやすくなっている。また、電話でのコミュニケーションについても、入管の通訳支援サービスを全庁に通知し、積極的に利用してもらえる環境を整備している。<br>【こども家庭課】健診や家庭訪問において、通訳を配置し対応したが、英語や中国語だけで対応できない外国籍の方もおり、通訳支援で十分な対応が難しいこともある。<br>【保育課】保護者への詳細な説明が必要な場合には翻訳ツールでの対応が難しい場面がある。 | 【市民生活課】引き続き、入管のサービスを関係課に周知するとともに、利用支援を行う。<br>【こども家庭課】継続して通訳配置、通訳支援ツールを利用し、相談対応を行っていく。<br>【保育課】詳細な説明が必要な場合のおたよりの翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。                                                        |
| 2    | 4    | 27 | 5    |                   | 「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒及び未就学児の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながる子どもが学校教育を受けることができるよう支援します。 | 【学事課】本市の小中学校へ転入学する外国籍の児童、生徒及び未就学児の保護者<br>【保育課】未就学児の保護者<br>【指導課】本市小中学校に編入する外国人児童生徒及び未就学児の保護者   | 【学事課】外国語のガイドブック作成及び転入学手続きに来庁した外国籍の保護者への配布・教育制度の説明<br>【保育課】就学前児童へのガイドブック配布<br>【指導課】本市小中学校に編入する外国人児童生徒及び未就学児の保護者へガイドブック配付  | 【学事課】直営<br>【保育課】配布<br>【指導課】本市小中学校に編入する外国人児童生徒及び未就学児の保護者へのガイドブックを作成            | 保育課<br>学事課<br>指導課      | 【学事課】3-3-1 学校運営の支援と教育内容の充実<br>【保育課】5-6-2 保育環境の充実<br>【指導課】3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実                         | 【学事課】外国籍の児童生徒が編入する際に、外国語のガイドブックを、主に学事課の窓口で保護者へ配布し、入学へ向けての準備に活用してもらった。<br>【保育課】保育所に在籍する就学前児童を対象に、ガイドブックを配付した。<br>【指導課】日本語初期指導教室において、学校生活や初期日本語を指導することで、児童生徒の学校編入後の学校生活を円滑に図ることができた。                                             | 【学事課】必要に応じて内容を更新し、外国籍児童の入学に役立てている。<br>【保育課】早い時期にガイドブックを配付することで、就学に向けて日本の教育制度等への理解を促すことができた。<br>【指導課】34名の外国につながる児童生徒が入級し、日本語指導を受けた。今後は、初期指導教室へ通うことができず、入級ができない児童生徒への対応が必要である。                                                                                 | 【学事課】引き続き、関係課と連携して必要に応じて内容を更新し、外国籍児童生徒にとって、使いやすいガイドブックを作成する。<br>【保育課】教育委員会と連携し、必要な情報を保育所を通して提供する。<br>【指導課】今後も日本語指導を必要とする外国につながる児童生徒の受け入れ数は増えると予測される。初期指導教室への入級ができない児童生徒に対しては、派遣型初期指導教室を行う。 |
| 2    | 4    | 27 | 6    |                   | 外国につながる子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。                            | 【市民生活課】<br>・市立小中学校等<br>・通訳・支援員派遣調整<br>【指導課】外国人幼児児童生徒や保護者の通訳<br>【保育課】外国につながる保育所等入所児童及び保護者      | 【市民生活課】<br>・通訳者の派遣<br>担当課からの依頼による学校等に派遣する支援員の調整<br>【指導課】通訳・支援員の派遣による学校生活への適応支援<br>【保育課】外国につながる子どもの実態把握及び保護者へのコミュニケーション支援 | 【市民生活課】委託<br>【指導課】東広島市教育文化振興事業団多文化共生コーディネーターと連携を図り、通訳・支援員を学校へ派遣<br>【保育課】直営、委託 | 市民生活課<br>保育課<br>指導課    | 【市民生活課】2-6-1 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現<br>【指導課】3-3-2 特別なニーズに対応した教育の充実<br>【保育課】5-6-2 保育環境の充実               | 【市民生活課】関係機関と連携して学校等へ通訳を派遣することで、保護者とのコミュニケーションを支援した。<br>【指導課】外国人児童生徒や保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活への適応支援を行った。<br>【保育課】入所の案内等を翻訳し、スムーズに保育所利用をスタートできるよう支援を行った。                                                                              | 【市民生活課】通訳支援が言語が多言語化しており、一部言語については対応ができていない。<br>【指導課】外国につながる児童生徒数が増加傾向にあり、要請が増えている。今後、児童生徒数が少ない学校でも通訳が活用されるとよい。<br>【保育課】込み入った案件や、個別の相談の対応に苦慮している。                                                                                                             | 【市民生活課】教育委員会、こども未来部との連携のほか、通訳者の確保に努める。<br>【指導課】通訳者の派遣について、外国につながる児童・生徒が在籍する学校が活用できるよう、日本語学級担当者研修等において周知を行う。<br>【保育課】詳細な説明が必要な場合の翻訳など、状況に応じた支援を行っていく。                                       |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標3 仕事と子育てを両立するための支援の充実

●目指す姿：・子育てをする母親、父親が、仕事と子育てを両立することができています。

|    |                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 | 仕事をしながら安心して出産・育児ができる環境を整備する必要があります。                                                                                                         |
|    | ・就学前の教育・保育や放課後児童クラブについて、待機児童が発生しています。<br>・育児休業を希望する期間取得できない状況や子どもの看護のために休みにくい状況、父親が育児に十分に関われない状況など、企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組みが十分に進んでいない状況があります。 |

| 基本施策           | 目指す姿                                        | 目的別事業群シートにおける成果指標<br>(KPI) | 担当課           | 単位 | R1    | R2    |     |        | R3    |     |        | R4    |     |        | R5    |     |        | R6    |     |     |
|----------------|---------------------------------------------|----------------------------|---------------|----|-------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|--------|-------|-----|-----|
|                |                                             |                            |               |    | 現状値   | 目標値   | 実績値 | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率 |
| 1. 待機児童の解消【重点】 | 教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができている。 | 保育所待機児童数                   | 保育課           | 人  | 0     | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     |     |     |
|                |                                             | いきいき待機児童数                  | 青少年育成課        | 人  | 0     | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 45  | 0.0%   | 0     | 72  | 0.0%   | 0     |     |     |
| 2. 働く女性の応援     | 子育てをする母親、父親が仕事と子育ての両立が<br>できている。            | ワークライフバランス講座の参加者数          | 人権男女共同<br>参画課 | 人  | 189   | 150   | 649 | 100.0% | 150   | 210 | 100.0% | 150   | 372 | 100.0% | 150   | 484 | 100.0% | 150   |     |     |
|                |                                             | 男女共同参画に関する講座・講演会等の<br>参加者数 | 人権男女共同<br>参画課 | 人  | 1,125 | 1,000 | 421 | 42.1%  | 1,000 | 357 | 35.7%  | 1,000 | 544 | 54.4%  | 1,000 | 660 | 66.0%  | 1,000 |     |     |
|                |                                             | 保育所待機児童数                   | 保育課           | 人  | 0     | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     | 0   | 100.0% | 0     |     |     |

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み                           | 事務事業の目的                                                                                                           | 対象（誰、何を）       | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                                    | 実施方法（直営、委託等の区分）  | 担当課           | 目的別事業群                          | R5                                                                                                                                                                   |                                                                                                                            |                                                                                                                    |
|----------|----------|----|------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------|------------------|---------------|---------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |                               |                                                                                                                   |                |                                                            |                  |               |                                 | 取組み概要                                                                                                                                                                | 現状と課題の分析                                                                                                                   | 改善の具体的方法                                                                                                           |
| 3        | 1        | 28 | 1    | 施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実 | 施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。                                                 | 私立保育園等         | 私立保育園等への運営費支弁                                              | 民間               | 保育課           | 5-6-2 保育環境の充実                   | 市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。                                                                                                               | 引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。                                                                                            | 市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。                                                                             |
| 3        | 1        | 28 | 2    |                               | 幼保連携型認定こども園の普及を図ります。                                                                                              | 新制度未移行幼稚園等     | 認定こども園移行への協議、支援                                            | 民間               | 保育課           |                                 | 私立幼稚園の認定こども園への移行について、運営3法人と協議した。                                                                                                                                     | 一部の地区においては、認定こども園がなく、選択肢の幅が狭い状態になっている。                                                                                     | 認定こども園への移行化が円滑に進められるよう、必要に応じて理解を求めていく。                                                                             |
| 3        | 1        | 28 | 3    |                               | 地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。                                                               | 小規模保育等         | 小規模保育等への地域型保育給付支弁                                          | 民間               | 保育課           |                                 | 市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。                                                                                                               | 引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。                                                                                            | 市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。                                                                             |
| 3        | 1        | 29 |      | 教育・保育環境の充実                    | 教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。                                                                         | 保育所等の児童        | 保育所適正配置基本構想<br>西条東保育所の建替え<br>三津保育所の大規模改修                   | 直営               | 保育課           | 5-6-2 保育環境の充実                   | 5施設のトイレ改修工事を行った。                                                                                                                                                     | 工事期間中の適切な保育場所の確保が課題である。                                                                                                    | 保育室の移動や仮設トイレの設置等により確保していく。                                                                                         |
| 3        | 1        | 30 | 1    | 保育人材の確保                       | 保育補助者等の活用や処遇改善等により、保育士等の労働環境を改善し、保育人材の確保を図ります。                                                                    | 保育士等           | ・保育士就職相談会の開催<br>・潜在保育士等の復職支援                               | 直営               | 保育課           | 5-6-2 保育環境の充実                   | 保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。                                                                                            | 数値目標としての保育所待機児童数は0人だが、年度中途には待機が発生している状況のため、引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。                                              | 保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の定着及び復職支援を行っていく。                                                                             |
| 3        | 1        | 30 | 2    |                               | I C Tの活用による保育士の負担軽減を図ります。                                                                                         | 保育士等           | 保育支援システムの利活用                                               | 委託               | 保育課           |                                 | 公立施設において、必要に応じてICT端末を整備するとともに、保育支援システムの活用を推進した。                                                                                                                      | 依然として多くの事務作業を保育士が行っている現状がある。事務負担軽減のため、現場のニーズに沿ったICTの活用方法を更に検討していく必要がある。                                                    | 負担軽減を図るため、引き続き検討、支援を進める。                                                                                           |
| 3        | 1        | 31 | 1    | 放課後の子どもの居場所づくり                | 共働き家庭等の児童が、放課後、安全に健やかに過ごせるよう、放課後児童クラブを実施します。また、学校の余裕教室等を活用し、施設整備を計画的に進め、対象児童の拡大等の新たな取組みを推進します。                    | 小学生の児童         | 放課後児童クラブ運営<br>・民間事業者による受け皿の拡充<br>・河内、東西条いきいきこどもクラブの整備      | 直営、民間            | 青少年育成課        | 5-6-2 保育環境の充実                   | 専用施設や小学校の余裕教室等を利用し、公設59施設の運営を実施するとともに、民間20施設の運営の支援を行った。                                                                                                              | 全市的に人材の確保が難しく、市中心部においては公設の施設が不足しており、待機児童が発生している（72人）。<br>公設の施設については、現状以上の拡充は困難であることから、民間の施設の拡充が必要となっている。                   | 引き続き、民間事業者による施設の開設及び運営を支援するとともに、公設の施設については、民間による運営形態を検討する。                                                         |
| 3        | 1        | 31 | 2    |                               | 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進します。                                                                    | 小学校の児童         | 放課後子供教室の実施                                                 | 直営（ボランティアスタッフ含む） | 青少年育成課        | 3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり      | 市内の各小学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。                                                                                                     | 事業を実施している小学校区の割合が充分ではない（R5：17校区で実施）。<br>定年の延長や共働き世帯の増加により、スタッフが高齢化するとともに後継者が不足している。                                        | 事業を実施していない小学校区については、学校や地域などと連携し、教室の設立を促す。<br>既存の教室については、今後の維持、発展を目的として、各教室の特色が発揮できる環境づくりを支援する。                     |
| 3        | 2        | 32 |      | 利用者支援事業の実施                    | 子ども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。 | 未就学児とその家族及び妊産婦 | 地域子育て支援センターでの利用者支援事業の実施<br>出産・育児サポートセンター及び地域すくすくサポートでの事業実施 | 直営・委託            | こども家庭課<br>保育課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 【こども家庭課】<br>地域子育て支援センターや地域すくすくサポートにおいて、利用者の多様なニーズに対し、寄り添い型での支援を行った。地域すくすくサポートにおいて、伴走型相談支援事業を開始した。<br>【保育課】<br>保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行った。 | 【こども家庭課】<br>タイムリーな情報発信が行えるよう、市の子育てDXと共同し、情報発信を行った。<br>【保育課】<br>年度途中の保育施設等の入所は依然として難しい状況がある。より多様なサービスの活用について、情報提供していく必要がある。 | 【こども家庭課】<br>市の子育てDXと共同し、引き続き子育て情報におけるICTの活用推進を図る。<br>【保育課】<br>保育料の無償化に伴い預かり保育を導入している幼稚園のサービス活用など、より幅広い選択肢の情報提供を行う。 |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み                                         | 事務事業の目的                                                                                   | 対象（誰、何を）                                         | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                                                                                               | 実施方法（直<br>営、委託等の区<br>分）                                       | 担当課                    | 目的別事業群                                                                                        | R5                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                    |
|----------|----------|----|------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |                                             |                                                                                           |                                                  |                                                                                                                       |                                                               |                        |                                                                                               | 取組み概要                                                                                                                                                             | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                         | 改善の具体的方法                                                                                                           |
| 3        | 2        | 33 |      | 地域の子ども・子育て支援の充<br>実                         | 延長保育、一時保育、病児・病後児保育について、量<br>の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育<br>体制の見直しを通して更なる保育サービスの充実を図り<br>ます。 | 未就学児及びそ<br>の保護者等                                 | 延長保育、一時保育、病児・<br>病後児保育の保育サービスの<br>提供<br>病児・病後児保育を1施設<br>開設                                                            | 直営、委託                                                         | 保育課                    | 5-6-2 保育環<br>境の充実                                                                             | 病児・病後児保育の新設に向けた事業者支援を行う<br>とともに、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に<br>対する支援を行った。                                                                                                 | 引き続き、延長保育、一時保育、病児・病後児保育<br>に対して支援していく必要がある。                                                                                                                                      | 多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要に応<br>じて支援していく。                                                                               |
| 3        | 2        | 34 |      | 民間の預かりサービスとの連携                              | 多様化する保育ニーズに対応するため、民間で実施し<br>ている預かりサービスと連携する体制を構築します。                                      | 子育て世帯と地<br>域住民                                   | 民間の子どもの預かりを調<br>整・支援する民間事業者の選<br>定及び連携体制の構築                                                                           | 直営                                                            | こども家庭<br>課             | 5-6-1 妊娠期<br>から子育て期ま<br>での切れ目のな<br>い支援体制の構<br>築                                               | ファミリー・サポート・センター運営事業の委託につ<br>いて、民間事業者と協議した。                                                                                                                        | 協議の結果、候補であった民間事業者への委託は難し<br>いとの結論になった。                                                                                                                                           | 運営については現状通り市の直営とし、預かり手の募<br>集や広報活動等、別の側面から民間事業者との協力を<br>行う。                                                        |
| 3        | 3        | 35 | 1    | 男女共同参画、仕事と生活の調<br>和（ワーク・ライフ・ balan<br>ス）の推進 | 働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業などを対<br>象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた<br>意識啓発を行います。                       | 【産業振興課】<br>市内企業<br>【人権男女共同<br>参画課】<br>企業、市民      | 【産業振興課】<br>・ワーク・ライフ・バランス<br>講座の開催（人権男女共同参<br>画課と共催）<br>・チラシ配布による制度周知<br>【人権男女共同参画課】<br>・ワークライフバランス講座<br>の開催（年3回程度）    | 【産業振興課】<br>直営<br>【人権男女共同<br>参画課】<br>直営<br>（県・企業等と<br>の共催を含む。） | 産業振興課<br>人権男女共<br>同参画課 | 1-6-1 働き方<br>改革の推進                                                                            | 【産業振興課】<br>・人権男女共同参画課主催の人権講座について、会員<br>企業にチラシ配布による周知を行った。<br>・国が実施している「えるぼし」認定企業を紹介する<br>など制度の周知を行った。<br>【人権男女共同参画課】<br>対面講座2回、オンライン講座1回実施                        | 【産業振興課】<br>引き続き、会員企業に対し人権啓発を図る必要があ<br>る。<br>【人権男女共同参画課】<br>オンライン講座は470回の視聴があった一方、対面<br>講座は2回実施したが、6人、8人といずれも一桁台<br>にとどまった。                                                       | 【産業振興課】<br>人権啓発を図るため、引き続き、会員企業に対し周知<br>を行う。<br>【人権男女共同参画課】<br>対面講座については、アンケートから参加者のニーズ<br>に応じて講師、講座の見直しを行う。        |
|          |          |    |      |                                             | 男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進<br>するため、広く情報提供や講座等を実施します。                                        | 企業、市民                                            | エスポワールの運営、啓発活<br>動（おしゃべりカフェ、キャ<br>リアデザイン講座等）の開催                                                                       | 直営（県・企業<br>等との共催を含<br>む。）                                     | 人権男女共<br>同参画課          | 3-1-2 男女共<br>同参画の推進                                                                           | おしゃべりカフェ連続講座5回、出張おしゃべりカ<br>フェ3回、おしゃべりカフェ特別講座1回、キャリア<br>デザイン講座1回開催                                                                                                 | コロナ禍で減少傾向にあったおしゃべりカフェは参加<br>者数は回復傾向にある。キャリアデザイン講座はここ<br>5年間毎年1校のみの実施にとどまっている。                                                                                                    | 単体のイベントとして実施するのでは集客に限界があ<br>るため、他課との連携も図り、参加者数の増加を図<br>る。                                                          |
| 3        | 3        | 36 | 1    |                                             | より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護<br>など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよ<br>う、国等の支援制度の周知を行います。                | 【人権男女共同<br>参画課】<br>企業、市民<br>【産業振興課】<br>企業        | 【人権男女共同参画課】<br>ワークライフバランス講座の<br>開催※No.35-1の再掲<br>【産業振興課】<br>・ワーク・ライフ・バランス<br>講座の開催（人権男女共同参<br>画課と共催）<br>・チラシ配布による制度周知 | 直営（県・企業<br>等との共催を含<br>む。）                                     | 人権男女共<br>同参画課<br>産業振興課 | 1-6-1 働き方<br>改革の推進                                                                            | 【産業振興課】<br>・人権男女共同参画課主催の人権講座について、会員<br>企業にチラシ配布による周知を行った。<br>・国が実施している「くるみん」認定企業を紹介する<br>など制度の周知を行った。<br>【人権男女共同参画課】<br>対面講座2回、オンライン講座1回実施                        | 【産業振興課】<br>引き続き、会員企業に対し人権啓発を図る必要があ<br>る。<br>【人権男女共同参画課】<br>オンライン講座は470回の視聴があった一方、対面<br>講座は2回実施したが、6人、8人といずれも一桁台<br>にとどまった。                                                       | 【産業振興課】<br>人権啓発を図るため、引き続き、会員企業に対し周知<br>を行う。<br>【人権男女共同参画課】<br>対面講座については、アンケートから参加者のニーズ<br>に応じて講師、講座の見直しを行う。        |
|          |          |    |      |                                             | ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開<br>催し、同時に子どもの保育サービスに関する相談も実施<br>します。                             | 【保育課】<br>保育士等<br>【産業振興課】<br>女性等                  | 【保育課】<br>・保育士就職相談会の開催<br>・潜在保育士等の復職支援<br>【産業振興課】<br>女性向け就職相談会・就職説<br>明会の開催                                            | 直営                                                            | 保育課<br>産業振興課           | 【保育課】<br>5-6-2 保育環<br>境の充実<br>【産業振興課】<br>1-6-2 多様な<br>人材の活躍促進                                 | 【保育課】<br>保育人材を確保するため、各保育施設と連携すると<br>ともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援<br>コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行っ<br>た。<br>【産業振興課】<br>「仕事と子育て応援就職フェア」の中で、育児と両立<br>しやすい求人を中心に集めた就職面接会を実施した。 | 【保育課】<br>引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に<br>努めていく必要がある。<br>【産業振興課】<br>面接会には67人の参加があり、熱心に話を聞いてい<br>たが、採用に至った件数は5件と少なかったため、<br>企業と求職者双方の課題を把握する必要がある。                                      | 【保育課】<br>保育人材を新たに確保していくとともに、保育士の<br>定着及び復職支援を行っていく。<br>【産業振興課】<br>就職相談会実施後のアンケートの内容をより具体化<br>し、企業と求職者双方の要望を確認していく。 |
| 3        | 3        | 36 | 3    |                                             | 地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する<br>出張相談会を実施します。                                                  | 【こども家庭<br>課】<br>就業を希望する<br>女性等<br>【産業振興課】<br>女性等 | 【こども家庭課】<br>地域すくすくサポートとの連<br>絡調整<br>【産業振興課】<br>出張相談会の開催（ハロー<br>ワークとの連絡調整）                                             | 【こども家庭<br>課】<br>直営<br>【産業振興課】<br>直営                           | こども家庭<br>課<br>産業振興課    | 【こども家庭<br>課】<br>5-6-1 妊娠期<br>から子育て期ま<br>での切れ目ない<br>支援体制の構築<br>【産業振興課】<br>1-6-2 多様な<br>人材の活躍促進 | 【こども家庭課】<br>地域すくすくサポートで就労相談会を開催した。<br>【産業振興課】<br>例年、ハローワークマザーズコーナーから職員派遣を<br>受け、地域すくすくサポートで就労に関する出張相談<br>会を開催している。                                                | 【こども家庭課】<br>新型コロナウイルスの5類移行により、開催数・利用<br>者数の制限なく、地域すくすくサポートでの就労相談<br>会を開催することができた。<br>【産業振興課】<br>子育てしながら就職を希望する方が、身近に相談でき<br>る場所として、マザーズコーナーの認知度を上げるこ<br>とが必要。実施場所（地域）やニーズの把握が課題。 | 【こども家庭課】<br>引き続き、相談の場所の提供を行う。<br>【産業振興課】<br>ニーズに合わせてさまざまな場所での出張相談を実施し<br>ていく。                                      |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標4 地域の子育て支援力の強化

- 目指す姿：・地域の関係団体・機関等が連携を図り、子どもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。
- ・子どもと子育て家庭が、安心して生活できる環境が整備されています。

|    |                                                                                                                                            |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 課題 | 地域の身近な場所で子育ての相談や見守りを行う人材を育成する必要があります。                                                                                                      |
|    | ・転入等により、地域とのつながりが薄い子育て家庭があります。<br>・困難な状況等にある子どもや母親を相談や支援に確実ににつなぐため、子育て支援を担う住民、団体、機関、行政等の身近な地域単位での連携が重要です。<br>・子育てを地域で支える活動への理解や参加の促進が必要です。 |

| 基本施策              | 目指す姿                                                | 目的別事業群シートにおける成果指標（KPI） | 担当課      | 単位 | R1    | R2    |       |        | R3    |       |        | R4    |       |        | R5    |       |        | R6    |     |     |
|-------------------|-----------------------------------------------------|------------------------|----------|----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-----|-----|
|                   |                                                     |                        |          |    | 現状値   | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値   | 達成率    | 目標値   | 実績値 | 達成率 |
| 1．地域における子育て支援の充実  | 子どもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。    | 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合       | こども家庭課   | %  | 60.0  | 65.0  | 33.8  | 52.0%  | 70.0  | 82.5  | 100.0% | 75.5  | 65.9  | 87.3%  | 80.0  | 73.4  | 91.8%  | 85.0  |     |     |
|                   |                                                     | ファミリーサポートセンター活動件数      | こども家庭課   | 件  | 2,759 | 2,850 | 2,986 | 100.0% | 2,941 | 3,480 | 100.0% | 3,032 | 3,030 | 99.9%  | 3,123 | 3,633 | 100.0% | 3,214 |     |     |
|                   |                                                     | 住民自治協議会の認知度            | 地域づくり推進課 | %  | 65.6  | 41.0  | 72.0  | 100.0% | 67.0  | 72.0  | 100.0% | 68.0  | 66.5  | 97.8%  | 69.0  | 70.1  | 100.0% | 70.0  |     |     |
| 2．子育て支援のネットワークの構築 | 地域の子育て支援者・団体と地域の子育て支援機関等が連携し、地域の実情に応じた子育て支援ができています。 | —                      | —        | —  | —     | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —     | —      | —     | —   | —   |
| 3．子どもの安全・安心の確保    | 子どもと子育て家庭が、住み慣れた地域で、快適に安心して暮らすことができています。            | 交通事故発生件数               | 危機管理課    | 件  | 509   | 516   | 315   | 100.0% | 489   | 364   | 100.0% | 463   | 323   | 100.0% | 438   | 376   | 100.0% | 414   |     |     |

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み                  | 事務事業の目的                                                                                | 対象（誰、何を）        | 事業内容、事業計画など（主な業務など）             | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課    | 目的別事業群                             | R5                                                                                      |                                                                                                                         |                                                                                         |
|------|------|----|------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|---------------------------------|-----------------|--------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |                      |                                                                                        |                 |                                 |                 |        |                                    | 取組み概要                                                                                   | 現状と課題の分析                                                                                                                | 改善の具体的方法                                                                                |
| 4    | 1    | 37 |      | 地域すくすくサポートでの子育て支援の充実 | 子育てに関する相談や情報交換をし、気軽に集える場所として日常生活圏域に設置した地域すくすくサポートにおいて、地域人材による子育て支援や、妊娠期からのサービスを充実させます。 | 乳幼児、妊婦、子育て中の家族  | 出産・育児サポートセンター及び地域すくすくサポートの運営    | 直営・委託           | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築    | 市役所内の出産・育児サポートセンターすくすく地域すくすくサポートが連携し、妊娠期から子育て期にわたり継続したサービスの提供を行った。                      | 八本松に2か所目の地域すくすくサポートを設置し、相談支援拠点の充実を図った。子育ての不安を抱える保護者は依然として多いため、引き続き身近な場所での相談支援に取り組む必要がある。                                | 相談支援拠点において、妊娠後期の伴走型相談支援事業を開始し、相談支援体制の充実を図る。                                             |
| 4    | 1    | 38 | 1    | 地域子育て支援センターの充実       | 多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域の子育て関連情報を提供するとともに、保護者同士のつながりづくりや関係機関との連携を強化します。             | 未就学児及びその保護者等    | 地域子育て支援センターの運営                  | 直営、委託           | こども家庭課 | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築    | 市内25か所で子育て支援センターを運営し、子育ての情報提供とともに保護者同士のつながりづくりを支援した。（委託21か所・直営4か所）                      | 入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになった。また、委託21か所について訪問して実施状況を確認した。経験年数の浅い支援員もいるため、地域における支援センターの役割等について研修を行い、支援員のレベルアップを図る必要がある。 | 地域子育て支援センターの支援員を対象にした会議や研修会を実施する。各支援センターからの実績報告について内容点検を行い、必要に応じて訪問・助言する。               |
| 4    | 1    | 38 | 2    |                      | 子育て負担感の緩和や仲間づくりを支援するため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図る場を提供します。                        | 未就学児及びその保護者等    | ひろば型子育て支援拠点の支援                  | 補助              | こども家庭課 | 5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実 | 多世代交流などの地域共生に取り組むひろば型子育て支援拠点を支援した。（西条北部地区に1か所・高屋地区に1か所）                                 | 入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになった。経験年数の浅い支援員もいるため、地域におけるひろば型子育て支援拠点の役割等について研修を行い、支援員のレベルアップを図る必要がある。                       | ひろば型子育て支援拠点の支援員を対象にした会議や研修会を実施する。各支援センターからの実績報告について内容点検を行い、必要に応じて訪問・助言する。               |
| 4    | 1    | 39 | 1    | 児童館の利用促進             | 子どもの心身の健康を増進し、情操の豊かな人間形成を図るため、地域と連携し、0歳から18歳未満の子どもに健全な遊びを提供します。                        | 18歳未満の児童及びその保護者 | 健全な遊びの提供                        | 直営              | 青少年育成課 | 5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実 | さまざまなイベント等により子どもに健全な遊びを提供し、心身の健康増進及び情操豊かな人間形成を図った。また、親子を対象とした講座を開催し、保護者同士が交流できる場を提供した。  | 引き続き、さまざまなイベント、講座等により児童の健全な育成を図るとともに、放課後や休日に保護者と家庭で過ごすことができない児童の居場所づくりを行う必要がある。                                         | 地域のボランティアや中学校、高校、大学サークル等との連携を進め、多様な遊びの提供を行う。                                            |
| 4    | 1    | 39 | 2    |                      | 児童館の活動やイベント等について、広報紙やホームページ等を活用して広く周知し、児童館の利用促進を図ります。                                  | 18歳未満の児童及びその保護者 | 児童館だよりやホームページなどを利用した活動やイベント等の周知 | 直営              | 青少年育成課 | 5-6-1 子育て環境を応援し、子どもの安全を見守る地域づくりの充実 | 児童館の活動やイベント等について、広報紙、ホームページ及び市民ポータル等を活用して広く発信を行うとともに、小学生を対象としたイベントについては、学校を通じてチラシを配布した。 | 新型コロナウイルス感染症の影響により縮小していた活動やイベント等の再開に当たり、より多くの方法により周知を行い、児童館の利用促進を図る必要がある。                                               | 既存の児童館だよりやチラシの配布、ホームページなどを利用した周知のほか、市民ポータルでの情報配信等、より広く周知を行う。                            |
| 4    | 1    | 40 | 1    | 保育所（園）における子育て支援の推進   | 園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。                                                                 | 未就学児及びその保護者等    | 園庭開放の実施                         | 直営、民間           | 保育課    | 5-6-2 保育環境の充実                      | 園庭開放を実施し、未入所児童を含め地域との交流を図った。                                                            | 全公立の保育所において、月1回園庭開放を実施することができた。地域の子育て支援を推進する場として、引き続き地域との交流・連携を進めていく必要がある。                                              | 地域に開かれた保育施設として、引き続き園庭開放を実施していく。                                                         |
| 4    | 1    | 40 | 2    |                      | 各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」を中心に、支援が必要な子どもや家庭の相談に応じ、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。               | 未就学児及びその保護者等    | 保育コーディネーターを中心とした相談等子育て支援の実施     | 直営、民間           | 保育課    | 5-6-2 保育環境の充実                      | 保育コーディネーターの役割を再認識し、各家庭や各施設の相談等を積極的に行った。                                                 | 保育コーディネーターによる支援を充実させるために、コーディネーターの連携や情報交換を充実させる必要がある。また、保育コーディネーターについて、保護者や地域住民に広く周知する必要がある。                            | フォローアップ研修の充実と共に、コーディネーター養成講座を開催し、さらなる支援体制の充実を図る。保育コーディネーターを各施設に一名以上配置し、各家庭や地域の子育て相談を行う。 |
| 4    | 1    | 40 | 3    |                      | 出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。                                                         | 未就学児及びその保護者等    | 出前講座による子育て支援                    | 直営              | 保育課    | 5-6-2 保育環境の充実                      | 保育所の保育士による出前講座を実施し、地域での子育てを支援した。                                                        | アウトリーチによる子育て支援を継続していく必要がある。                                                                                             | 引き続き出前講座制度を活用し、地域での子育て支援を実施していく。                                                        |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み                   | 事務事業の目的                                                                                        | 対象（誰、何を）                           | 事業内容、事業計画など（主な業務など）                                            | 実施方法（直営、委託等の区分）  | 担当課      | 目的別事業群                          | R5                                                                                       |                                                                                                         |                                                                                                 |
|------|------|----|------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|----------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |                       |                                                                                                |                                    |                                                                |                  |          |                                 | 取組み概要                                                                                    | 現状と課題の分析                                                                                                | 改善の具体的方法                                                                                        |
| 4    | 1    | 41 | 1    | ファミリー・サポート・センターの利用促進  | 子育ての支援を受けたい人といいたい人が会員登録し、子どもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、子どもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。            | ・市内に居住し、援助活動に理解と熱意がある20歳以上の者（提供会員） | ・依頼会員と提供会員のマッチング<br>・提供会員を対象とした研修会（年5回程度）<br>・ひとり親家庭等の利用料の半額助成 | 直営               | こども家庭課   | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 依頼会員と提供会員のマッチングを行ったほか、提供会員を対象とした研修会を実施した。<br>また、ひとり親家庭等の利用料の半額助成を対象者に対して行った。             | 数値目標（活動件数）は3,633件であり、目標を上回る結果となっているが、提供会員に比べ依頼会員の数が多いため、地域や時期によってはマッチングが難しい状況が課題である。                    | 提供会員の登録者を増やすため、特に会員の少ない地域での広報活動等を重点的に実施する。<br>また、ファミリーサポートセンターに関心を持つひとり親家庭等に対し、引き続き、助成制度の周知を行う。 |
| 4    | 1    | 41 | 2    |                       | 地域でますますサポートとの連携体制を構築し、各地域拠点において情報提供や会員登録の案内、マッチングができる体制を整備します。                                 | ・市内に居住又は勤務している者で、0歳～小学6年生までの児童の保護者 | ・活動の多い地域の地域でますますサポートへのアドバイザーの配置<br>・会員登録やマッチングができる体制の構築        | 直営               | こども家庭課   | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 支所において、会員登録の案内及び依頼会員登録の受付を実施した。                                                          | 各地域拠点においてマッチングまで行うには、人員が不足している。                                                                         | 引き続き支所での依頼会員の登録受付を行いつつ、提供会員の登録についても支所で受け付ける方法を検討する。                                             |
| 4    | 1    | 42 |      | 若い世代のボランティア活動の活性化     | 保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。                             | 学生等                                | 保育所等ででのボランティアの受入                                               | 直営               | 保育課      | 5-6-2 保育環境の充実                   | 保育所で高校生等の保育体験を受け入れた。                                                                     | 引き続き、保育の質の向上及び保育士の負担軽減につながる若い世代の活動を推進していく必要がある。                                                         | 各保育施設が若い世代の活動を積極的に受け入れる体制を必要に応じて支援していく。                                                         |
| 4    | 1    | 43 |      | 市民協働のまちづくりの推進         | 住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。                   | すべての市民及び市民活動団体等                    | 市民協働のまちづくり第3期行動計画に基づき、多様な市民が主体となり、市民全員で進めるまちづくりの推進             | 交付金              | 地域づくり推進課 | 2-5-1 市民協働のまちづくりによる地域力の向上       | 住民自治協議会への「地域づくり推進交付金」や、市民活動団体への「まちづくり活動応援補助金」等の交付のほか、市民協働センターにおける各種団体の体制支援や人材育成などに取り組んだ。 | 数値目標である「住民自治協議会の認知度」は70.1％であり、目標を上回る結果となった。市民協働のまちづくりを進めるため、今後も引き続き、住民自治協議会や市民活動団体の主体的な取組みに対して支援を行っていく。 | 市民協働のまちづくり行動計画の改訂（第4期）を踏まえ、多様な主体と協力・連携を図り、地域の活性化や課題の解決に向けた取組みを進める。                              |
| 4    | 1    | 44 |      | 子どもの健康・体力づくり          | 子どもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに行事を開催します。                                                    | 児童・生徒                              | アクアパークチャレンジスポーツの開催                                             | 委託               | スポーツ振興課  | 3-6-3 生涯にわたってスポーツを楽しめる環境の形成     | 小学生児童等を対象に、スポーツを始めるきっかけづくりとして、様々なスポーツの体験会を計画した。                                          | コロナ禍に参加者数に制限を設けて実施したこと等もあり、参加者数はコロナ前の水準までには回復していない。                                                     | より多くの参加者を得るため、トップアスリートによる指導の充実や、市内スポーツ団体等関係団体と協議調整を図る。                                          |
| 4    | 1    | 45 |      | 地域の活力を活かした子どもの居場所づくり  | 学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後子供教室を実施し、スポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を行います。                                       | 児童                                 | 放課後子供教室の実施                                                     | 直営（ボランティアスタッフ含む） | 青少年育成課   | 3-3-3 地域と連携した青少年育成の環境づくり        | 市内の各小学校の余裕教室や地域センターなどで、子どもたちに学習や様々な体験、交流の機会を提供するため、放課後子供教室を実施した。                         | 事業を実施している小学校区の割合が充分ではない（R5：17校区で実施）。<br>定年の延長や共働き世帯の増加により、スタッフが高齢化するとともに後継者が不足している。                     | 事業を実施していない小学校区については、学校や地域などと連携し、教室の設立を促す。<br>既存の教室については、今後の維持、発展を目的として、各教室の特色が発揮できる環境づくりを支援する。  |
| 4    | 2    | 46 |      | 地域での妊娠・出産・育児に対する意識の醸成 | 身近な地域の中で相談できたり、互いに助け合えたりできるような子育て環境を創出するために、地域での妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識を醸成します。                    | 全ての市民                              | 子育てサポーターの養成及び活動支援                                              | 直営               | こども家庭課   | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                | 子育てサポーター養成講座を開催し、新たに12人が加わった。定期的に研修を行い、地域でますますサポートや母子保健事業において活動してもらった。                   | 新型コロナウイルスの5類移行により、制限なく地域でますますサポートや母子保健事業において活動してもらうことができた。                                              | 地域でますますサポートでの活動機会を増やしていく。                                                                       |
| 4    | 2    | 47 | 1    | 基幹型子育て支援センターの機能強化     | 地域における子育て支援の中核施設として、「基幹型子育て支援センター」を運営し、相談業務のほか、相談機関相互の連絡調整を行います。また、子育てイベント等の情報をSNSを活用して発信します。  | 子育て中の人                             | ・基幹型子育て支援センター運営<br>・子育て支援アプリによる情報発信                            | 直営・委託            | こども家庭課   | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                | 基幹型子育て支援センターを運営し、相談機関相互の連携を行った。子育てイベントの情報提供については、市民ポータルサイト等を活用し発信を行った。                   | 基幹型としての子育て支援センターのサービス提供内容について、センターが地域の中で果たすべき役割を明確にし、地域の子育て力の向上につながるよう to 助言する必要がある。                    | 引き続き、基幹型子育て支援センターの中心的役割を果たす必要がある。利用者にとって魅力的な情報発信の方法を検討していく。                                     |
| 4    | 2    | 47 | 2    |                       | 子育てサポーターを育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。                                                             | 全ての市民                              | 子育てサポーターの養成及び活動支援                                              | 直営               | こども家庭課   | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                | 子育てサポーター養成講座を開催し、新たに12人が加わった。定期的に研修を行い、地域でますますサポートや母子保健事業において活動してもらった。                   | 新型コロナウイルスの5類移行により、制限なく地域でますますサポートや母子保健事業において活動してもらうことができた。                                              | 地域でますますサポートでの活動機会を増やしていく。                                                                       |
| 4    | 2    | 48 |      | 子育て支援者のネットワークづくり      | 基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、保育士等の資質向上に取り組めます。        | 地域の子育て支援者                          | 子育てサポート研修、子育て支援者会議の運営                                          | 直営・委託            | こども家庭課   | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                | 地域子育て支援センターの支援員を対象とした会議や研修会を4回行った。                                                       | 子育て支援ニーズは多様化しており、引き続き研修を通して支援者のスキルアップを図るとともに、支援者同士の連携強化に努める必要がある。                                       | 引き続き、会議や研修参加しやすい環境づくりを進めながら、支援者のスキル向上と連携強化を図る。                                                  |
| 4    | 2    | 49 |      | 子育て当事者のネットワークづくり      | 地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、関連情報を収集・提供し、ネットワーク化を図ります。 | 子育てサークル・子育てサロン関係者等                 | 子育てサークル支援                                                      | 直営               | こども家庭課   | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                | 子育てサークルが公共施設を使用する際に、登録制度に基づき、使用料を減免するなどの支援を行った。子育てサークル登録数18・サロン登録数4                      | 市ホームページで情報提供をしているが、広がりが限定的である。                                                                          | 効果的な周知方法を提供する。                                                                                  |
| 4    | 3    | 50 |      | 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備     | 子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。                                         | 子育て世代                              | 良好な住宅環境の管理                                                     | 直営               | 保育課      | —                               | 良好な住環境を維持するため、適宜、修繕に努めた。                                                                 | 経年劣化の進行とともに、不具合箇所の増加が見込まれる。                                                                             | 定期的な点検等を通じて建物の状況を把握するとともに、故障等の発生時には、早急に対応していく。                                                  |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み      | 事務事業の目的                                                                              | 対象（誰、何を）                                   | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                                      | 実施方法（直営、委託等の区分）            | 担当課        | 目的別事業群                                                          | R5                                                                                                                       |                                                                                                                             |                                                                                                                       |
|----------|----------|----|------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------|------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |          |                                                                                      |                                            |                                                              |                            |            |                                                                 | 取組み概要                                                                                                                    | 現状と課題の分析                                                                                                                    | 改善の具体的方法                                                                                                              |
| 4        | 3        | 51 | 1    | 安全教育の推進  | 各保育所・小中学校等において、児童生徒を対象とした教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。                             | 【保育課】<br>保育所等入所児童<br>【指導課】<br>市内小中学校の全児童生徒 | 【保育課】<br>交通安全教室の実施<br>【指導課】<br>市内小中学校49校における年間1回以上の交通安全教室の実施 | 【保育課】<br>直営<br>【指導課】<br>直営 | 保育課<br>指導課 | 【保育課】<br>5-6-2 保育環境の充実<br>【指導課】<br>5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり | 【保育課】<br>各施設において交通安全教室を実施した。<br>【指導課】<br>小中学校入学年次の児童生徒を対象とした交通安全教室や第4学年を対象とした自転車教室を実施した。                                 | 【保育課】<br>乳幼児期から交通安全についての啓発を行う必要がある。<br>【指導課】<br>交通事故が継続して発生している（R5：376件）ことから、児童生徒の安全に対する認識が更に高まるよう、交通安全教室等の内容を充実させていく必要がある。 | 【保育課】<br>交通安全についての知識を得る機会として、交通安全教室を継続していく。<br>【指導課】<br>各校の実態に応じた交通安全教室が実施できるよう、地域のボランティア、警察、関係課と連携し、各校に対して情報発信をしていく。 |
| 4        | 3        | 51 | 2    |          | 市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践するよう啓発活動を行います。                           | 市民                                         | 交通安全運動期間中の啓発活動の実施                                            | 直営                         | 危機管理課      | 5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり                                    | 警察や関係団体と連携し、各季の交通安全運動期間中などに、街頭でチラシや反射材などのグッズを配布し、また、広報車による街頭広報活動を行うなど、交通事故のない社会の実現に向けて啓発活動を実施した。                         | 交通安全についての啓発活動や教育活動は、すぐに効果が表れるものではなく、継続して実施していく必要がある。                                                                        | 関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、幼少期からの交通安全教育を継続して実施する。                                                              |
| 4        | 3        | 51 | 3    |          | 通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、幼稚園・保育所（園）等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。 | 市民                                         | 年間を通じた交通安全教室の開催                                              | 直営                         | 危機管理課      | 5-2-1 安全・安心な市民生活の実現に向けた環境づくり                                    | 幼稚園、保育所、小中学校に交通指導員を派遣して、反射グッズや自転車安全教室の冊子を配布し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方などについての交通安全教室を実施した。また、小中学校の通学路に交通指導員を配置し、登校時間帯に交通安全指導を実施した。 |                                                                                                                             |                                                                                                                       |
| 4        | 3        | 52 |      | 子どもの安全確保 | 通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全検討会議」を開催し、危険箇所等の改善を図ります。                 | 市内の小中学生                                    | ・通学路安全推進会議の開催<br>・通学路合同点検の実施<br>・通学路安全検討会議の開催                | 直営                         | 教育総務課      | —                                                               | 学校、警察、道路管理者など関係機関との各会議および合同点検を実施した                                                                                       | 取組により改善された危険箇所がある一方で道路用地等の要因により、改善が図れていないものもある。                                                                             | 引き続き各会議・合同点検を行い、危険箇所の改善に努める。                                                                                          |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

基本目標5 次代を担う子どもを育てる教育・保育の充実

●目指す姿：・すべての子どもが質の高い教育を受け、東広島市の未来をつくり、担っていくことのできる人材に成長しています。

| 課題 | 次代を担う子どもたちを健やかに育てる教育・保育環境を整備する必要があります。                                                                                                                                    |  |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|    | ・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定を踏まえた保育・教育の質の向上が求められています。<br>・地域で、自然体験ができる場等の子どもが学ぶ場の充実が求められています。<br>・保護者が育児の方法や子どもとの過ごし方がわからなかったり、その重要性を理解していなかったりする状況があります。 |  |

| 基本施策                     | 目指す姿                                   | 目的別事業群シートにおける成果指標<br>(KPI)    | 担当課 | 単位 | R1  | R2   |      |       | R3   |      |       | R4   |      |       | R5   |      |       | R6   |     |     |
|--------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|-----|----|-----|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|-----|-----|
|                          |                                        |                               |     |    | 現状値 | 目標値  | 実績値  | 達成率   | 目標値  | 実績値  | 達成率   | 目標値  | 実績値  | 達成率   | 目標値  | 実績値  | 達成率   | 目標値  | 実績値 | 達成率 |
| １．乳幼児期における教育・保育の質の向上【重点】 | 就学前の子どもが質の高い教育を受けることができる。              | 保育所等に通わせている保護者の、教育又は保育への肯定的回答 | 保育課 | %  | —   | 98.0 | 95.0 | 96.9% | 98.0 | 93.0 | 94.9% | 98.0 | 90.0 | 91.8% | 98.0 | 92.0 | 93.9% | 98.0 |     |     |
| ２．親の子育て力の向上              | 子育てを通じて大きな喜びや生きがいを感じながら、親が親として成長できている。 | —                             | —   | —  | —   | —    | —    | —     | —    | —    | —     | —    | —    | —     | —    | —    | —     | —    | —   | —   |

| 基本目標 | 基本施策 | No | (No) | 取組み        | 事務事業の目的                                                                             | 対象（誰、何を）                    | 事業内容、事業計画など（主な業務など）                                            | 実施方法（直営、委託等の区分） | 担当課             | 目的別事業群                                                                         | R5                                                                                                                                                            |                                                                                                                       |                                                                                                                            |
|------|------|----|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |      |    |      |            |                                                                                     |                             |                                                                |                 |                 |                                                                                | 取組み概要                                                                                                                                                         | 現状と課題の分析                                                                                                              | 改善の具体的方法                                                                                                                   |
| 5    | 1    | 53 |      | 幼保小連携の推進   | 幼保小の接続を見通したカリキュラムを編成するため、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者が定期的に意見交換等を行う交流・連携の場を充実します。             | 【保育課】保育士等【指導課】幼稚園教諭、小学校教諭   | 【保育課】幼稚園、保育所（園）、小学校が連携した研修等の実施【指導課】3-2-1 幼児教育・保育の充実 幼保小連携研修の実施 | 【保育課】委託【指導課】直営  | 保育課指導課          | 【保育課】3-2-1 幼児教育・保育の充実【指導課】3-2-1 幼児教育・保育の充実                                     | 【保育課】年間1回の全体研修及び、公立・私立保育施設における保育参観を通した研修の中で、連携・接続の取組の重要性について意見交換を行う場を設定した。<br>【指導課】年間1回の幼保小連携推進担当者研修及び公立及び民間の保育施設における保育公開を通した研修の中で、連携・接続の取組について意見交換を行う場を設定した。 | 【保育課】円滑な接続のための連携・交流ができるような体制整備を充実していく必要がある。<br>【指導課】円滑な接続のための連携・交流ができるような体制整備を継続して行っていく必要がある。                         | 【保育課】次年度は、幼稚園にも対象を広げて連携・接続の取組を推進し、その後は市内の施設全体へ拡充していく。<br>【指導課】次年度は、民間の認定こども園等における保育公開の実施を増やしたりモデル地域を設定したりして、連携・接続の取組を推進する。 |
| 5    | 1    | 54 | 1    | 保育・幼児教育の充実 | 子どもの豊かな体験をはぐくむ教育・保育環境を構築し、保育施設の魅力向上を図ります。                                           | 保育士、幼稚園教諭等                  | ・保育環境の整備<br>・園内研修の充実                                           | 直営、民間           | 保育課             | 3-2-1 幼児教育・保育の充実                                                               | 乳幼児期に育みたい力や保育環境の在り方を検討し、改善を図った。                                                                                                                               | 数値目標（保育所等に通わせている保護者の、教育又は保育への肯定的回答）は、92％であり、やや目標に届いていない状況である。各施設が個々の状況を踏まえ、自発的に教育・保育環境づくりに取り組み、市全体で保育施設の魅力向上を図る必要がある。 | 各施設が行う教育・保育環境づくり及び施設研修の実施を支援していく。                                                                                          |
| 5    | 1    | 54 | 2    |            | 安心して子どもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。                | 保育士等                        | 保育士を対象とした研修の充実                                                 | 直営、民間           | 保育課             |                                                                                | 子育てサポート研修やキャリアアップ研修の実施により、保育者の資質向上を支援した。                                                                                                                      | キャリアアップ研修の充実を図ると共に、サポート研修の充実を図る必要がある。                                                                                 | キャリアアップ研修のコースを拡充するとともに、保育実践に結び付く研修の在り方を検討していく。                                                                             |
| 5    | 2    | 55 | 1    | 家庭教育支援の推進  | 地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。                                             | 保護者                         | 地域子育て支援センターでの子育てに関する講座等の実施                                     | 直営、委託           | こども家庭課          | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築                                                | 子育て関連講座についてホームページ等により周知を行い、各支援センターにおいて、月1回以上、開催した。                                                                                                            | 講座開催の情報がより多くの子育て親子等に伝わるよう積極的な周知を行う。                                                                                   | 引き続き、ホームページ、SNS等を活用した周知を行う。                                                                                                |
| 5    | 2    | 55 | 2    |            | 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催します。また、進行役を務めるファシリテーターを養成し、家庭教育を支援します。 | 市民                          | 参加体験型学習プログラムの開催                                                | 直営              | 生涯学習課           | 3-6-1 生涯を通して地域で学び、活躍できる環境の整備                                                   | 「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催した。また、進行役を務めるファシリテーターのスキルアップ研修を実施した。                                                                             | 進行役を務めるファシリテーターの人材不足が課題となっている。                                                                                        | 人材不足を解消するため研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。                                                                              |
| 5    | 2    | 55 | 3    |            | 生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。                       | 市民                          | 家庭教育支援（家庭教育の知識や技術の向上、世代間交流、子育て支援環境づくり）に関する講座の実施                | 直営              | 生涯学習課           |                                                                                | 生涯学習まちづくり出前講座や生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供した。                                                                                                  | 各生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施できた。                                                                                        | 広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、広報を実施する。                                                                                         |
| 5    | 2    | 55 | 4    |            | 子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、子どもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。               | 幼児と保護者                      | 親子で参加できる講座の実施                                                  | 直営              | 青少年育成課          | 3-3-3 地域と連携した青少年健全育成の環境づくり                                                     | 子育て中の保護者の拠り所になるよう、また未就学児の心が豊かに育まれるよう、親子わくわく講座として月1回企画・実施した。                                                                                                   | 多くの講座にキャンセル待ちが発生する一方、何度も参加する者があるケースがあり、参加希望者の中で偏りが生じている。                                                              | より幅広い親子に参加してもらえるよう、初めて参加する親子を優先する。                                                                                         |
| 5    | 2    | 55 | 5    |            | 乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、家庭看護力の醸成を図ります。                                | 乳児の保護者                      | 医師による子どもの病気や看護についての講座の実施                                       | 委託              | こども家庭課          | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築                                                | 小児科医師による「子育て講座」を4回実施し、子どもがよくかかる病気について学習機会を設け、医療機関受診のタイミングなど周知した。                                                                                              | 子どもの病気に対する保護者の不安は大きいため、今後も引き続き、子どもの病気についての学習機会を設ける必要がある。                                                              | 子どもの病気に対する保護者の不安が大きいことが伺えるため、引き続き小児科医師による「子育て講座」を実施していく。                                                                   |
| 5    | 2    | 55 | 6    |            | 妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施します。                                        | 保護者及び妊産婦・配偶者、ブックデビューを支援したい人 | ・乳児への言葉がけの大切さの周知<br>・言葉育ての支援                                   | 直営              | 生涯学習課<br>こども家庭課 | 【生涯学習課】3-6-1 生涯を通して地域で学び、活躍できる環境の整備<br>【こども家庭課】5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 【生涯学習課】妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施した。<br>【こども家庭課】地域の支援者と共に、地域すくすくサポート等でブックデビュー講座を実施した。                                                           | 【生涯学習課】ブックデビュー講座を実施するクルーの人材不足が課題となっている。<br>【こども家庭課】地域すくすくサポートと共に、地域すくすくサポート等でブックデビュー講座を実施した。                          | 【生涯学習課】人材不足を解消するため研修会を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。<br>【こども家庭課】地域すくすくサポートでブックデビュー講座等を開催し、絵本と出会う機会を提供する。                        |

第2期東広島市子ども・子育て支援事業計画 進捗管理表

| 基本<br>目標 | 基本<br>施策 | No | (No) | 取組み     | 事務事業の目的                                                              | 対象（誰、何を）                                                            | 事業内容、事業計画など<br>（主な業務など）                                                                                | 実施方法（直営、委託等の区分）                        | 担当課                           | 目的別事業群                                                               | R5                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                  |
|----------|----------|----|------|---------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |          |    |      |         |                                                                      |                                                                     |                                                                                                        |                                        |                               |                                                                      | 取組み概要                                                                                                                                                                                                       | 現状と課題の分析                                                                                                                                                                                            | 改善の具体的方法                                                                                                                                                                         |
| 5        | 2        | 56 | 1    | 読書活動の推進 | 本に親しむために、読書活動の啓発や本の紹介、本の読み聞かせ活動などを行い、子どもが本と出会う機会を提供します。              | 子どもとその保護者<br>ボランティア<br>保育所・幼稚園等、小中学校、実施機関                           | 【生涯学習課】<br>・読書活動の啓発<br>・本の紹介<br>・継続的な読書活動の推進<br>【こども家庭課】<br>・健診会場での絵本の紹介<br>・地域すくすくサポート等でのブックデビュー講座の実施 | 直営<br><br>図書館は指定管理                     | 生涯学習課<br>こども家庭課<br>保育課<br>指導課 | 「子どもの読書活動推進計画第三次」成果指標<br>【こども家庭課】<br>5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築 | 【生涯学習課】<br>本に親しむための講座等を実施している。HPや市民ポータルサイトのセグメント配信で子育て支援コーナーや関連行事を紹介した。<br>【指導課】<br>「子ども読書の日」や「古典の日」などの機会を活用したり、読書啓発や関連イベントを実施した。<br>【こども家庭課】<br>地域すくすくサポートや地域子育て支援センターで絵本を設置し、親子に絵本に触れてもらい読み読みの時間を持ってもらった。 | 【生涯学習課】<br>前年度より本に親しむための行事数は増加しており、来館した子どもへ個別に読み聞かせる「となりde絵本」も再開できた。<br>【指導課】<br>読書啓発や関連イベントの実施及び周知をした割合は、小学校84.8％中学校100％である。<br>【こども家庭課】<br>新型コロナウイルスの5類移行により地域すくすくサポートでのブックデビュー講座を制限なく実施することができた。 | 【生涯学習課】<br>本を紹介するブックトークが増加できるよう検討する。<br>。<br>【指導課】<br>学校司書の連絡会等で、各校の交流の場を設定し取組事例を共有することで、取組が充実するようにする。<br>【こども家庭課】<br>健診会場での絵本紹介や地域すくすくサポートでのブックデビュー講座を開催し、利用する親子が絵本と出会う機会を提供する。 |
| 5        | 2        | 56 | 2    |         | 主体的な読書活動の推進のため、本を活用する力の育成や、日頃の読書の成果を発信する機会を提供します。                    |                                                                     | ・本を活用する力の育成<br>・読書の成果を発信する機会の提供                                                                        |                                        |                               |                                                                      | 【生涯学習課】<br>図書館の本を利用している読書コンクールを開催したり、図書活用の勉強会等を行っている。<br>【指導課】<br>学校で、本を活用して作成した作品を市立図書館に展示し、読書の成果を発信する機会を提供した。<br>学校図書館担当者と学校司書の研修の際、計画的に本を活用した授業が行えるように、連携を取る時間を設定した。                                     | 【生涯学習課】<br>利用教育関係に関する行事は予定通り実施。豊栄図書館で広島大学博物館企画展のテーマにあわせて図書活用の勉強会を実施することができた。<br>【指導課】<br>市立図書館に作品を展示した学校数と展示件数は、小中合わせて47校中28校49件であった。<br>学校ごとに取組の差があることが課題である。                                      | 【生涯学習課】<br>関係機関と連携し、行事の充実を図る。<br>【指導課】<br>次年度、参加校の取組を紹介することを通して、より多くの学校が取組に参加し、読書活動の充実が図られるようにする。                                                                                |
| 5        | 2        | 56 | 3    |         | 蔵書の充実や、司書やボランティアの充実など、子どもの読書活動の推進のための環境整備を行います。                      |                                                                     | ・推進者の充実<br>・場所づくり<br>・蔵書の充実                                                                            |                                        |                               |                                                                      | 【生涯学習課】<br>推薦図書リストの作成や、ボランティアの充実のため「子どもと本をつなぐ会」を実施した。また、小学校の研修で電子図書館とデジタルアーカイブの利用説明を実施した。<br>【指導課】<br>計画的に除籍を行い、新しい情報の蔵書を充実させた。                                                                             | 【生涯学習課】<br>ボランティアや学校図書館関係者等とさらに連携を深めていくことが必要である。<br>電子書籍のさらなる充実が必要である。<br>【指導課】<br>除籍を行った学校は、小中学校47校中の40校で85.1％であった。<br>蔵書構成や利用状況に応じて計画的に除籍を行った。                                                    | 【生涯学習課】<br>引き続き、ボランティア交流会を開催する。<br>また、電子図書館の複数人アクセス可能なコンテンツを導入し、タブレットを活用した読書推進をする。<br>【指導課】<br>除籍を行う際、他校の学校司書の派遣希望があれば派遣を行い、計画的な除籍冊数の調整と買い替えを行う。                                 |
| 5        | 2        | 57 | 1    | 食育の推進   | ・アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。                                       | 【医療保健課】<br>20歳代から概ね40歳代までの市民で、主に子育て中の保護者<br>【こども家庭課】<br>妊婦・子育て中の保護者 | 【医療保健課】<br>骨密度測定後、個別相談及び集団指導（保健、栄養及び運動）を実施。アレルギーも含め、健康問題について相談に応じる。<br>【こども家庭課】<br>定期育児相談・離乳食教室等の実施    | 【医療保健課】<br>運動指導のみ委託。<br>【こども家庭課】<br>直営 | 医療保健課<br>こども家庭課               | 5-4-1 健康維持の推進                                                        | 【医療保健課】<br>「若い世代からの健康講座」を開催し、食育、骨粗鬆症予防、運動、生活習慣病予防等のテーマにより集団指導及び個別相談を実施した。<br>【こども家庭課】<br>定期育児相談やすくすくサポートで個人相談を行った。また、離乳食教室を開催し、アレルギーについて情報提供を行った。                                                           | 【医療保健課】<br>日頃から健康づくりに取り組んでいる参加者はおよそ8割だった。しかし保護者自身よりも子どもに対して取り組んでいる状況である。<br>テーマ骨粗鬆症予防の参加者では、およそ9割がカルシウム不足傾向であった。<br>【こども家庭課】<br>新型コロナウイルスの5類移行により、離乳食教室や個別相談を予定通り行うことができた。                          | 【医療保健課】<br>「若い世代からの健康講座」を継続し、どのテーマでも食生活の重要性を啓発する。<br>【こども家庭課】<br>アレルギー相談に対応できるように、すくすく相談会（育児相談）に栄養士を配置し、相談対応を継続していく。                                                             |
| 5        | 2        | 57 | 2    |         | 離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。 | 妊婦・子育て中の保護者                                                         | 妊娠期・離乳期・幼児期に必要な食に関する体験型の教室の実施                                                                          | 直営                                     | こども家庭課                        | 5-6-1 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築                                      | 離乳食各期における教室の実施やすくすくルームによる個別支援により、細やかな相談支援を行った。動画の活用を行い、保護者が具体的なイメージを持ちやすいよう支援を行った。                                                                                                                          | 離乳食や食べさせ方のイメージを持ちにくい保護者が増えており、個別対応するケースが増えている。                                                                                                                                                      | 地域すくすくサポートでの体験型教室や動画の活用推進により、保護者が具体的なイメージを持ちやすいように工夫していく。                                                                                                                        |
| 5        | 2        | 57 | 3    |         | 保育所（園）や幼稚園において、給食の提供等を通じて食の大切さについて啓発します。                             | 保育所等入所児童                                                            | 野菜の収穫体験等の実施                                                                                            | 直営                                     | 保育課                           | 5-6-2 保育環境の充実                                                        | 園内での野菜の栽培や、収穫した野菜を使った給食の提供などのほか、生産者との交流を実施した。                                                                                                                                                               | 引き続き食への興味関心を高める取組を継続する必要がある。                                                                                                                                                                        | 食育推進施設を設定し、重点的に食に関する活動を進める。                                                                                                                                                      |
| 5        | 2        | 57 | 4    |         | 保護者への給食だよりの発行や、市民を対象とした食育フェア等の開催により、食の大切さについて啓発します。                  | 小中学生<br>その保護者                                                       | 生涯学習フェスティバルにおける食育フェアの開催                                                                                | 直営                                     | 学事課<br>指導課                    | 【指導課】<br>3-3-1 学校運営の支援と教育内容の充実                                       | 学校給食を中心として食育の取組を児童生徒や各家庭に啓発した。                                                                                                                                                                              | 給食だよりによる情報提供や、児童生徒に対して、特別活動で栄養教諭と食育の実施をするなど、食育の充実を図ることができた。                                                                                                                                         | 学校を中心とした食育の取組の充実を図るためにも、持続可能な取組や、保護者、地域を巻き込んだ取組など、引き続き見直しを行っていく。                                                                                                                 |